

日本弁護士連合会コンピュータ委員会

2006年海外調査報告書

- E-Courts 2006 & San Francisco -

2007年6月

## 目 次

はじめに.....	3
1 調査の目的と内容など .....	3
2 調査の日程と訪問先.....	4
3 調査団の構成.....	5
<b>第1部 E - Courts 2006 .....</b>	<b>6</b>
1 . 電子ファイリング・システムは州裁判所をどのように変えたか.....	7
第1 ワシントン州裁判所における電子ファイリング・システム.....	7
第2 アリゾナ州における電子ファイリング・システム.....	8
第3 電子ファイリング・システムはデラウェア州の裁判実務をいかに変えたか .....	8
2 . 電子ファイリングが連邦裁判所に与えた影響.....	10
第1 裁判官への影響 .....	10
第2 書記官への影響 .....	11
第3 破産裁判所に与えた影響.....	12
3 . 電子裁判所の構築.....	14
第1 タブレット・パソコンの利用 .....	14
第2 遺言検認裁判所における電子ファイリング .....	15
第3 タブレット・パソコンの利用と今後.....	16
4 . GJXDM と NIEM のアップデート .....	17
5 . GJXDM を機能させる .....	19
6 . ベンダー各社のソリューション .....	23
マイクロソフト社.....	23
Wiznet 社.....	24
eFiling for Courts 社.....	25
TITUS 社.....	26
Tybera 社.....	27
EDS 社.....	28
LexisNexis 社.....	29
ブル社.....	30
7 . 米国国立公文書館の電子公文書管理プロジェクト .....	31
8 . 司法へのアクセス.....	34
9 . バーチャル・コートを発展させる.....	36
10. 電子ファイリングと電子裁判所の将来 .....	38
<b>第2部 San Francisco .....</b>	<b>44</b>
1 . 地方裁判所.....	45
2 . アメリカ仲裁協会.....	47
3 . 公設弁護人事務所.....	50
4 . モリソン・フォースター法律事務所.....	52
調査を終えて .....	55

## はじめに

(藤田)

### 1 調査の目的と内容など

コンピュータ委員会の主な任務の1つは、司法・法律実務におけるIT(インフォメーション・テクノロジー)の活用の検討であり、そのためには、諸外国の司法・法律実務におけるITの活用状況を調査し、日本の司法・法律実務におけるITの活用に伴う課題等を検討することが有益である。このような目的のため、コンピュータ委員会は、

1991年 ドイツ(ボン、ザールブリュッケン、フランクフルト)・イギリス(ロンドン)・アメリカ合衆国(ニューヨーク、シカゴ、ヒューストン)、

1996年 アメリカ合衆国(シカゴ、セントポール、ボストン、ワシントンDC、サンフランシスコ)、

2004年 シンガポール

の調査を行い、それぞれ報告書を作成し提出してきた。

今回(2006年)は第4回目の海外調査として、アメリカ合衆国の州裁判所全国センター(National Center for State Courts: NCSC)が主催するE-Courts(電子裁判所)2006という会議(主として、電子ファイリング(E-Filing)を促進するためのソフトウェアや体制などについての報告や提案などが行われた。)に参加するとともに、サンフランシスコの裁判所、仲裁協会、公設弁護士事務所、法律事務所におけるITの活用状況を調査することにした。

アメリカ合衆国には、約16,300の州裁判所(一般的管轄権がある裁判所は約2,600弱で、それ以外は限定的管轄権がある裁判所)があるとのことである([http://www.ncsconline.org/D\\_Research/CSP/2001\\_Files/2001\\_Overview.PDF](http://www.ncsconline.org/D_Research/CSP/2001_Files/2001_Overview.PDF))。連邦裁判所は、最高裁判所のほか、13の巡回区裁判所と94の地方裁判所があるとのことである(<http://www.uscourts.gov/faq.html#court>)。これほど多くの裁判所があり、州の自治権の保障ほか、各裁判所の自立性もあるであろうから、アメリカ合衆国の裁判所におけるIT化の状況はさまざまであると思われる。今回のE-Courts2006で報告等があった裁判所、サンフランシスコの裁判所は、全体の中では比較的先進的な事例かもしれないが、日本においても、速度や方法はともかく、電子ファイリングを含む司法のIT化は不可避の課題と思われるので、実例は参考になるとと思われる。

電子ファイリングに関しては、複雑訴訟など、一定の類型に限定しての導入が第1段階としては適切なように思えた。“mandatory”(強制的、義務的)なものとするか“voluntary”(自発的、任意的)なものとするかという問題があるが、mandatoryなものとしないう限り電子ファイリングは普及しないというのが大方の意見であったと思う。そのほか、電子ファイリングにあたっての本人確認ないし認証の方法としては、IDとパスワードによる方法で特に問題は起きていないようであり、電子署名の利用という厳格な方法は採用されていないようであった。そのことを含め、利用者が利用しやすい仕組みにすることが重要であると言えよう。

## 2 調査の日程と訪問先

以下の日程で調査を行った。

12月9日(土) 出発 サンフランシスコ経由でラスベガスへ  
12月10日(日)

### 第1部 E-Courts 2006

12月11日(月) 午前・午後 : E-Courts 2006

- 8:30 - 9:00 "Welcome, Conference Introduction, Structure & Overview"
- 9:00 - 10:10 "How E-Filing has changed the way the State Courts work"
- 10:30 - 11:30 "How E-Filing has changed the way the Federal Courts work"
- 11:35 - 12:00 "Q&A"
- 13:30 - 14:30 "Creating the E-Court: How Colorado Judges and Court Staff use their Tablet PC s"
- 14:30 - 15:30 "GJXDM and NIEM Update - Technology and Policy for Connecting the Courts with the Justice System"
- 15:45 - 16:45 "Putting GJXDM to Work: The Maricopa County Secure Electronic Warrant System"

12月12日(火) 午前・午後 : E-Courts 2006

- 8:30 - 12:00 "Vendor Solutions Firehose Sessions  
(Microsoft, Wiznet, E-filing for Courts, Tybera, EDS, LexisNexis, Bull)
- 12:00 - 18:00 Vendor Exhibitions
- 12:00 - 13:00 Box Lunch in Vendor Hall
- 14:00 - 15:00 "What's New with Microsoft Office 2007 and How XML Technology Will Change Your Technology Life"
- 15:00 - 16:00 "What is Digital Rights Management; How Does IT Work; and How Can it be Used to Secure and Authenticate Your Court Documents?"
- 16:00 - 17:00 "The US National Archives and Records Administration Electronic Archives Project: What is it? And what are the Policy, Legal Implications and Impact on the Courts?"
- 17:00 - 18:00 Vendor Reception

12月13日(水) 午前 : E-Courts 2006

- 8:30 - 9:30 "Access to Justice: Connecting the Public to the Courts and Legal System via the Web"
- 9:30 - 10:30 "E-Courts: Developing a Virtual Court"
- 10:45 - 11:45 "The Future of E-Filing and E-Courts. The Electronic Court Filing 3.0 Standard and What's Next?"

午後 : ラスベガスからサンフランシスコへ

## 第2部 San Francisco

12月14日(木)

10:00 - 12:00 "The Superior Court of California, San Francisco"

14:00 - 16:00 "The American Arbitration Association"

18:00 - 20:00 "Marshall Suzuki Law Group, LLP"

12月15日(金)

10:00 - 12:00 "Office of the Public Defender"

14:00 - 16:00 "Morrison & Foerster LLP"

12月16日(土) サンフランシスコ出発

12月17日(日) 帰国

### 3 調査団の構成

コンピュータ委員会から以下の委員・幹事が参加した。

藤田 康幸 委員長 (東京弁護士会)

日野 修男 副委員長 (第一東京弁護士会)

溝上 哲也 副委員長 (大阪弁護士会)

奥村 徹 委員 (大阪弁護士会)

篠島 正幸 幹事 (第二東京弁護士会)

そのほか、調査の全般及び通訳等につき、

鈴木 淳司 カリフォルニア州弁護士

堀籠 佳典 弁護士 (第二東京弁護士会) (在米)

のご協力をいただいた。



# 第 1 部

## E-Courts 2006

2006 年 12 月 11 日

|

2006 年 12 月 13 日

以下は、各セッションにおける報告の概要である。

各セッションにおけるプレゼンテーション資料が、会議終了後に、公式ホームページ (<http://www.e-courts.org/MS/MS7/>) を通じて提供された（ただし、いつまで提供されるのかは不明である。）。

以下の報告の概要につき、不明な点等があれば、上記ホームページを参照されたい。

## 1. 電子ファイリング・システムは州裁判所をどのように変えたか

(日野)

### 第1 ワシントン州裁判所における電子ファイリング・システム

<報告者> ワシントン州キング郡 司法行政部 プログラム&プロジェクト・マネージャー  
ロジャー・ウィンターズ氏

#### 1 基本原則

- (1) 電子ファイリングを実現するには、電子化された記録を原本として認めることが必要である。これまでは裁判記録は紙媒体で構成されていた。しかし、紙媒体の記録は、媒体に過ぎずオリジナル(原本)ではないと考えよう。紙媒体は記録された情報を映し出す表面であり、オリジナル(原本)は情報そのものである。紙媒体で情報を表現するには、広大な紙の表面が必要であり、紙媒体の管理にも多大のコストをかけてきた。これらのコストは大部分が削減できる。
- (2) 電子ファイリングされた文書は、スキャニングの作業も不要である。
- (3) 電子ファイリング・システムの所有者が誰かをはっきりさせなければならない。
- (4) 電子ファイリング・システムは、訴訟手続を変えるものではない。

#### 2 電子訴訟記録とは

電子訴訟記録は、電子書類(PDFやTIFFでの画像データを含む)の管理、裁判所書記官業務、ブラウザによる電子的閲覧、事務局での公衆の閲覧を含む概念である。電子ファイリングのためのオンライン書式が用意されている。近く、電子送達加わる予定である。

#### 3 現状

現在、インターネット経由での訴え提起が可能であり、上述の電子訴訟記録が認められている。近く、刑事手続、遺言検認手続が可能となる予定である。2004年11月以後、インターネット経由で訴え提起が可能となり電子ファイリングされている。まだ紙ベースの提出も多い。紙で提出された書類はスキャニングされた後、一部の例外を除き30日後には廃棄される。

#### 4 電子ファイリング

電子ファイリングには装置の費用や訓練は不要である。ユーザーIDを取得すれば、ワシントン州全域で利用できる。キング郡においては、裁判所の列に並ぶことなく、自宅の風呂から訴えを提起することもできる。付属書類と共に書面を提出でき、裁判費用をオンラインで支払うことができる。オンライン用の書式が用意されており、すぐに電子ファイリングを行うことが可能である。電子的送達は近々に施行される。州法は現在、見直し中である。現在、毎日7,000~8,000の書類が電子ファイリングされ、2万件の画像が追加され、5万件のアクセスがある。電子訴訟記録として約1000万件の書類、7000万ページが保管されている。

## 5 電子訴訟記録の成果

電子訴訟記録は費用削減に役立つ。これまでに 19 人の人員削減ができ、年間 25 万ドルのマイクロフィルム作成費用が削減できるなど、計り知れない効率化をもたらし、保管倉庫の棚だけでなく人の作業空間の増加を得た。また、作業時間の短縮化が達成できた。訴え提起の処理にこれまでは 5 日を要したが、現在は 2 日で処理できる。何百人が自分で閲覧できるとともに、セキュリティや秘匿特権の管理が容易になる。

## 6 キング郡が採用した方法

1990 年から裁判所の職員の視点で構想・開発した。ワシントン州のオンラインの標準とリーガル XML に合致させ、ベンダーのシステムに依存しなかった。重要なことは、「ペーパーレスの裁判所」ではなく、「ペーパーレスの訴訟記録」である。訴訟記録をペーパーレスにすることが、キーポイントである。利便性が甚だしく向上し、裁判所の職員は訴訟記録を探し出すという苦労をしなくて済むようになった。裁判所の職員や公衆が電子ファイリング・システムを使用してみることが普及の鍵である。

## 第2 アリゾナ州における電子ファイリング・システム

< 報告者 >

アリゾナ州マリコーパ郡裁判所 判事 ケニース・フィールズ氏

マリコーパ郡裁判所には 94 人の裁判官がおり、私はそこで 18 年裁判官を勤めている。その経験から、電子ファイリング・システムの利用者の立場から説明する。

2000 年から民事裁判において電子化手続が採用され、当初は裁判所事務局にて書類をスキャンすることから始まった。原告は電子手続で訴訟を提起することは義務づけられなかった。アリゾナ州では、現在は電子ファイリングが義務づけられている（注：アリゾナ州全域ではなくマリコーパ郡裁判所管内を意味している可能性がある）。2003 年には LexisNexis のシステムが採用され、現在は、Web ベースの ICJIS(Integrated Criminal Justice Information System: 刑事司法情報統合システム)が採用されている。弁護士は、Web 上で書類を提出でき、事件に関係する裁判官、弁護士はどこからでも、Web 上で書類を見ることができる。マリコーパ郡では、電子ファイリング・システムの採用にあたっては、候補となった 3 社のうちから 1 社のシステムを採用した。

現在は、電子ファイリング・システムが義務づけられているため、裁判官が紙の訴状を見るということはない。まず、裁判官が紙と決別し、ディスプレイを見て仕事をすることが必要である。ペンや鉛筆を使わない、プリントしない、データ上で考えることが必要だ。Lexis のシステムを採用により、裁判官の仕事の効率が上がった。

電子的訴訟記録は利用者にとって重要である。裁判所の職員は扱い方を学ぶことが必要である。紙に書いたり印刷しないことが重要である。ウェブ・ベースの採用により裁判所内外からの利用が容易になった。

## 第3 電子ファイリング・システムはデラウェア州の裁判実務をいかに変えたか

< 報告者 >

デラウェア州最高裁判所 判事 ヘンリー・デュポン・リジリー氏

## 1 電子ファイリングの起源

1980年、デラウェア州において、化学製品による環境汚染に関する11件の保険金請求が提起された。80億ドルの保険金が請求された事件、109の当事者が関わる事件、50年以上にわたる請求原因が主張された事件、1件の裁判で7,000件の書類が提出された事件など、これら巨大訴訟をいかに扱うかが問題となった。これらの巨大事件をきっかけにデラウェア州においては、裁判所と弁護士が共同で、複雑訴訟対応諮問委員会を構成した。当初の概念は、ダイアルアップによる電子掲示板システムであった。

## 2 電子ファイリング・システムの発展

電子ファイリング・システムのための暫定規則 79.1 が策定され、それに基づき、1991年12月9日に最初の電子ファイリングが受理された。

1994年にアスベスト事件の訴訟が提起されたが、この裁判で弁護士は電子ファイリングを中止せよと裁判所を訴えた。しかし、すべての異議は認められず、利用料金は適正であって、公衆のアクセスは十分であり、入札も適正であるとされた。

つまり、1994年のデラウェア州最高裁判所判決は、「コンピュータを使用して情報にアクセスすることは、現代の法律事務所の実務においてごくありふれた特徴である。複雑訴訟の要請に裁判所が対応することができるのであれば、裁判所のシステムに参加しようとする当事者やその代理人弁護士は、現代の情報システムに参加することにつき合理的な費用を負担することを要する。」と判示した。

暫定規則は2003年1月1日から正式な規則となり、2003年1月27日には従来のダイアルアップ方式からインターネット経由のシステムとなった。

2003年10月から、デラウェア州全域で電子ファイリング・システムが採用され、2005年10月からは上訴審でも電子ファイリング・システムが採用され、2006年12月には上訴審での電子ファイリングが義務づけられた。

## 3 教訓

電子ファイリングにおいては裁判所がリーダーシップを発揮しなければならない。規則の変更が必要であり、様々な要請を考慮しなければならない。また、任意的な電子ファイリングではなく、電子ファイリングを強制させなければならない。法律事務所は電子ファイリングに重要な関わりを持つので、裁判所と共に諮問委員会を構成することが好ましい。

電子ファイリング・システムの採用によって変化が起こる。当初はそれへの対応が負担であるが、時間の節約、費用の節約、保管スペースの節約、資料の取り出しの容易さ、資料保管のセキュリティの増大、全世界からのアクセスが可能となることなど、便益が顕著である。予算面も重要である。一般的に裁判所職員は低い賃金で過大な労働を強いられているが、電子ファイリング・システムにより事態は改善される。

電子ファイリングが義務化された上訴審においては様々な変化が表れた。

現時点では、デラウェア州の裁判所のすべての手続がオンライン化されているわけではないが、オンライン化は今後も進展する。紙の書類が徐々に減り、コピー枚数も減る。電子ファイリング・システムは将来、事件管理システムと連携して、電子のビジネス世界へ繋がることになる。

## 2. 電子ファイリングが連邦裁判所に与えた影響

(篠島)

### 第1 裁判官への影響

&lt;報告者&gt;

ペンシルバニア州中部地区連邦地方裁判所 判事、テクノロジー委員 トーマス・I・バナスキー氏

#### 1 デラウェア州におけるケースマネジメントシステム / 電子事件ファイリング (Case Management Systems / Electronic Case Filing : CM/ECF) の導入と発展

##### (1) CM/ECF 導入の契機

デラウェア州では、大規模不法行為事件・長期化事件の管理システムとして 1997 年ころから導入された。CM/ECF は事件管理モジュールと電子ファイリングモジュールから構成されており、訴訟事件記録に一つの変革をもたらした。

##### (2) CM/ECF の発展

デラウェア州地方裁判所及び破産裁判所における CM/ECF の利用状況は次の表のとおり、利用度の増加が顕著である。

##### デラウェア州地方裁判所

日付	採用裁判所数	入力件数	外部からの入力件数
2001/11/30	6	28,000	6,700
2004/11/30	57	649,000	115,000
2006/10/31	93	1,162,000	285,000

##### 破産裁判所 CM/ECF の利用状況は、次の表の通り

日付	採用裁判所数	入力件数	外部からの入力件数
2001/11/30	13	296,000	74,000
2004/11/30	78	2,836,000	1,010,000
2006/10/31	93	2,846,000	1,210,000

## 2 国政的視点

### (1) 閲覧・謄写について

ファイリング：無料。

閲覧：一般の閲覧は 1 ページにつき 8 セント（1 回の閲覧の上限は 30 ページ）。初回登録料 2 ドル 40 セントを課す。ただし弁護士は 1 度だけ無料でアクセス可能である。

謄写：1 ページ 7 ドル 50 セント。

徴求した料金はシステムの維持管理・アクセスのサポート等の支出に充てる（ただし、2006 年 9 月期には、利益相反チェックの自動化のために使用する予定である）。

### (2) ID・アーカイブの統一化

現状では、各管轄裁判所が独立してログイン用 ID を要求し、それぞれ異なるアーカイブを設定しているが、利便性の面から統一する必要がある。

### 3 裁判官としての視点

#### (1) ECF における事件管理

裁判官は、ECF の日々の E メールで訴訟記録の動きを確認することができ、クリック一つで法廷記録を確認し、当事者や代理人からの疑問・争点も管理できる。

ECF・電子ファイル内でのハイパーリンクも間もなく登場するので、裁判例やモデルとなる地域法などにリンクすることもできるようになる。

裁判官同士で E メールなどにより検討課題を割り当てることができるようになったし、電子ファイルで提出された裁判記録は編集も容易である。ECF によって、事件・訴訟活動などにつき、多角的な報告がなされる。

#### (2) ECF の限界

事件の種類によって ECF の利用を排除すべき事案もある。

提出された書類にも排除すべきものがある。選別方法は裁判所によって異なるが、ページ（例えば、200 ページ以上は排除する。）やメガバイト数で制限する裁判所がある。

非公開事件では、そもそも電子ファイルにするかどうかの問題となる。電子ファイル化すればセキュリティの問題となるし、紙媒体では逆に取扱者の失敗の問題が生じる。また、合議体の裁判官や書記官のうち、誰がアクセスできるのか、代理人のアクセスをどうするのかといった点も解決しなければならない。

#### (3) ECF の訴訟当事者・代理人に対する義務づけの要否

弁護士を巻き込むことは非常に重要である。弁護士の利用を促進するために様々な教育的措置を行う必要がある。PDF 化ソフトなどの無償ソフトの供与も行うべきである。

ある裁判所では ECF の利用を弁護士に義務づけ、違反した者に過料を課しているなどの状況がある。電子ファイリングが義務づけられている場合、弁護士の書類の 75% が電子ファイル化されたという実績がある。

## 第 2 書記官への影響

< 報告者 >

ペンシルバニア州中部地区連邦地方裁判所 書記官 メリー・E・ダンドレア氏

### 1 書記官にとって CM/ECF がもたらすメリット

- ・書類整理とファイルアクセスの一体化が行われ、手続が簡略化された。
- ・書類や記録紛失がなくなった。
- ・ファイルへの遠隔アクセスが可能となり、利便性が向上した。
- ・事件管理・報告ツールが増強された。
- ・公共サービス・公共アクセスの質が向上した。
- ・自動通知・自動編纂による手間が減少した（書記官にとって特に重大である。）。
- ・送達等に関する手紙や書類に関する事務処理が減少した。

### 2 CM/ECF 導入による書記官やスタッフの役割の変化

- (1) 人員増は不要だが、異なる部署への配属はある
- (2) 人員や部署を安易に減らすのは軋轢の元である
- (3) 組織構造は次のように変化する

新規書記官の受入は激減する。

裁判所執務室のスタッフの仕事は増加する。

自動化の役割と管理の責務がより重くなる。

- (4) 技術系と書記系の異なる技術の組み合わせ、人員を採用する必要がある
- (5) 技術的知識とトレーニング能力を持ったスタッフを探すことになる
- (6) 組織内プログラマーが必要となる
- (7) 主要な報酬は地位や職務貢献度によって変化する

### 3 CM/ECF 導入に伴うオフィス什器備品の変更

コピー機はスキャナに変化し、タイプライターはなくなる。コンピュータ画面は大きい  
か、デュアル画面となる。大容量メモリの高速コンピュータが必須であるが、ファイルキ  
ャビネットは減少する。紙媒体はいったん増加し、それから減少する。手紙関係の消耗品  
や送達費用は減少する。

### 4 CM/ECF がもたらす長期的なインパクト

- ・裁判所建物のデザイン変更が必要となる
- ・一般人对応カウンター・記録閲覧場所を設け、記録保管庫は減少する
- ・裁判所人員のためのスペースが減少する
- ・裁判所スタッフが電信によりコミュニケーションするようになる

## 第3 破産裁判所に与えた影響

<報告者>

カリフォルニア州南部地区破産裁判所 書記官 バリー・K・ランダー氏

### 1 CM/ECF が破産裁判所へもたらした影響

当破産裁判所が使用するシステムはウェブ・ベースのもので、書類には PDF を使用、バ  
ックアップは三種類の方法でなされている。電子ファイリング・システムの使用により、  
紙媒体による管理が不要となり、膨大な書類の詰まった書庫が不要となった。

### 2 裁判手続における CM/ECF の利用方法

各裁判関係者が当裁判所の電子ファイリング・システムを使用する状況は次のとおり。

- (1) 債務者代理人：事件の開始、主張（pleading）の提出、Eメールによる通知の受領、  
電子ファイルの使用
- (2) 債権者代理人：請求（claim）の提出、主張（pleading）の提出、Eメールによる通  
知の受領、電子ファイルの使用
- (3) 管財人：ファイ申立主張（pleading）の提出、報告書の提出、手続の告知、Eメー  
ルによる通知の受領、電子ファイルの使用
- (4) 裁判所書記官：電子ファイリングの受領、告知の作成、スキャン、事件簿への登載  
など
- (5) 裁判官（電子ファイルの使用、報告書の審査、電子的命令の発令）

### 3 CM/ECF が破産手続全般へもたらす影響とその解決手法

CM/ECF の利用は、PDF、電子召喚状、ケースアップロード（破産手続のために電子ファイルを送るプログラム）、クレジットカードのロックアウト、裁判官と管財人の割当てなど、破産手続全般の事項に関連してくる。したがって、「地区内の問題には地区内の解決を」ではなくて、「地区内の問題には全国的な解決を」という姿勢で臨むべきである。ちなみに最新版 CM/ECF（リリース 3）では、新たに現金決済システム CASB（Cash Register Interface）が導入された。相次ぐ巨額事件の申立費用をクレジットカードの与信枠でまかない切れないという経験（巨額破産事件上位 6 件の費用合計は 873,634,020 ドル）からの改善であり、他の裁判所にも影響を与えられる。

### 4 電子ファイリング・システムの導入による破産裁判所書記官の業務の変化

通知発送のプロセスを例にとると、

1993 年：

タイプライティング コピー 封緘用機械による封緘 メールボックスに投函。

2006 年：

CM/ECF のテンプレートに入力 NBC（Bankruptcy Noticing Center）による通知文メール発送

オペレータの役割自体に変更がないが、省力化により人員削減が可能となった。

電子ファイリングによるスタッフ人員削減状況は次の表のとおりである。

	1993	2003
ファイリング	918,734	1,650,279
スタッフ人員	100人	72人
進行中 7 章事件の中央値(ヶ月)	5.4月	4.0月



### **3. 電子裁判所の構築**

～コロラド州裁判所の裁判官と職員のタブレット・パソコンの使い方

(溝上)

#### **第1 タブレット・パソコンの利用**

<報告者>

コロラド州第12地区裁判所 主任裁判官 O・ジョン・クエンホールド氏

##### **1 コロラド州におけるタブレット・パソコンの使用**

コロラド州における電子ファイリングは1999年から開始されたが、当初は強制的ではなかった。最高裁は、電子ファイリングが機能するようにするためには、自ら売り込まなければならないと言っていた。タブレットは、紙の世界から電子の世界へ橋渡しをするのに役立つ簡単な器具である。

##### **2 オン・デマンドの司法記録**

1994年のシステムは、4週前に、50人の裁判官を含む140人のシステムに統合した。オン・デマンドで裁判記録を利用できる新しい訴訟事件管理システムである。紙なしで決定でき、仕事をするために必要な情報の全てを含めるように、スクリーンを設計できる。なお、テキサス州のトラヴィス郡のシステムは進歩的である。

##### **3 タブレット・パソコンの特徴**

タブレット・パソコンは、ラップトップ・パソコンの技術と融合して若干変わった形状をしている。画面を回転させて複数の方向へも向けられ、また1つのボタンでALT-DELキーを操作できる。

ペンで画面を管理し、校正をする。画面上での校正は、簡単であり、+の線を引くことにより行う。

価格は普通のコンピュータより125ドル高く、およそ1,100ドルである。

##### **4 アプリケーションの特徴**

手書き文字認識用ソフトが入っており、また、十分な品質とは言い難いが音声認識もできる。電子書類にサインをするための署名機能もある。実際には、署名のことを気にかけていない。ほかにワープロ機能とメモ機能などがある。

基本的なデスクトップ・アプリケーションとして、ワード、エクセル、パワー・ポイント、アウトLOOK、オフィス・コミュニケータ、電子ファイリング・イメージングソフトウェア、ワン・ノート、ウインドウズ・ジャーナル(メモ作成ツール)、付箋ソフト、ケース管理システム、控訴裁判所への電子的法廷記録の提出ツールなどがある。

##### **5 タブレット・パソコンのハードウェア・ソフトウェア機能**

タブレット・パソコンの使用の際には、様々なアプリケーションを連結させる。例えば、電子ファイリングとワン・ノート、ウインドウズ・ジャーナル、付箋ソフト、ミーティング・ミニッツ・プラス、ベンチブックなどを連動させる。

## 第2 遺言検認裁判所における電子ファイリング

< 報告者 >

デンバー遺言検認裁判所 主任裁判官 ジーン・スチュワート氏

### 1 遺言検認裁判所への電子ファイリングの普及

自分自身はテクノロジーに関心がなくて、40歳代半ばまでコンピュータに一度も触れたことがなかった。コロラド州で、コンピュータのテクノロジーを使用し、タブレット・パソコンを経験し、関心を持った。タブレット・パソコンでは、スクリーン上で命令に署名することができる。署名した弁護士との間だけで、署名を交換し合うことになる。

コロラド州では、電子ファイリングが進みCMSと統合されている。

2002年1月1日からデンバー遺言検認裁判所で電子ファイリングが始まった。裁判所に提出する書類についての電子ファイリングは任意的だが、裁判所からの書類についての電子ファイリングは強制的である。後者につて、弁護士から不満はなかった。2002年7月1日から双方向に強制的となった。そして、オン・デマンドの記録が2005年7月1日から始まった。

### 2 電子ファイリングによる検認裁判手続の義務づけ規則とその効果

命令については、<http://denverprobatecourt.org/> を参照されたい。数年間の署名付命令が閲覧できる。規則 121 1-26 については

<http://www.courts.state.co.us/supct/rules/2003ruleschng>を参照されたい。

現在、コロラド州での電子ファイリングの普及率はほぼ90%である。当初、米国でも初めてのシステムだった。オープニングページに「LexisNexis File & Serve」(LNFS)とあるとおり、ベンダーのLexisNexisがベースを提供して作られた。ここでは事件の履歴を見ることができる。「Judge review options」は、新たな命令、テンプレートなどを作ることができる。裁判官は、署名を命令に付けることができ、再審理のために送ることができる。プルダウンメニューでは、コロラド州の規則で裁判官が提示できる実際の命令を編集することが可能となっている。署名は自動的に書き込まれるが、それについて裁判官や弁護士の論争はない。「Scribble page」では、少しの修正で、命令が様式化され変更される。

### 3 タブレット・パソコンの使用は電子裁判所をサポートする

裁判官は、法廷、裁判官室、自宅、そして、道で、さらには旅行中においても、記録を「閲覧」することができる。そして裁判官は、少なくとも3つの異なる機能を必要とする。すなわちファイルの閲覧、メモと起案、そして調査である。

タブレット・パソコン以外にもラップトップ・パソコンなどがあるものの、携帯性と予算が問題となる。また法廷では、モニター構成を考慮しなければならない。高齢の裁判官には、大きなサイズのモニターを使用すべきである。遠くから画面を見たいと希望される場合もある。

### 4 様々な観点からの問題点

ファイルへのアクセスについて、ローカルネットワーク、インターネット(LNFS、Westlaw)、ローカルハードディスクに移動することができる能力が問題となる。また、接

続方法として、VPN、ネットワーク接続、無線があるが、セキュリティの懸念があり、無線は、実験段階である。

メモ、起案、命令の署名について、器用さが必要であり、気が散ることがある。手書きは当事者のためになっているが、当事者にとって、キーボードは若干の音がするため気が散る。

## 5 オン・デマンド記録の道筋の問題点

語彙の習得と実務の経験が必要である。このような「変化」は、一部の裁判官への劇薬であるかもしれない。法廷関係者の心理を理解すべきであろう。「何かこちらの利益になることがあるのか？」との疑問に対して、全体的な配慮の下で広めるべきである。説得と強制が必要である。サイト利用者が法律プロセスや法廷を理解できるか、サイトを訪れるか、音声内容を聞くかなどに留意し、技術的サポートの弱さについて注意しなければならない。

調査にあたっては、ワン・ノート、ウエストロー、インターネットリソースを参照できる。

## 第3 タブレット・パソコンの利用と今後

<報告者>

コロラド州司法部 CIO (Chief Information Officer) ボブ・ローパー氏

### 1 タブレットと司法手続

POD (Paper On Demand: 必要なときに紙にする) という心構えが必要だろう。紙ファイルを見たり、探したりする必要をなくすために、タブレット・パソコンのスクリーン上に二何が必要かを考えるようにしたい。

そのほか、以下のソフトを使用している。

- ・ STICKY NOTES : ファイルをリンクするためにたやすく使える。
- ・ WINDOWS JOURNAL : 電子的なイエロー・リーガル・パッド。会議に好適で、紙なしで書きとめ、すぐに見つけることができ、ワン・ノートやMSワードへ移行できる。テンプレートを利用してTo Do List (行うべきことのリスト)、簡易グラフ、帳簿などを作成できる。
- ・ One Note : WINDOWS JOURNALよりも洗練され、MSワードよりもフレキシブルである。
- ・ Ever Note : 自由な形式のデータベースである。
- ・ 手書き認識ソフト

### 2 技術面からの注意点

これからどの方向に行くか? 事件管理システムのインターフェースの改善、公衆のアクセスのためのタッチ・スクリーンが考えられる。それから、ウインドウズ・ビスタのリリースによるインパクトを考慮することになるだろう。

## 4 . GJXDM と NIEM のアップデート

～ 裁判所と司法システムを結合させるための技術と政策

( 奥村 )

< 報告者 >

州裁判所全国センター ( NTSC ) シニア・テクノロジスト トム・カールソン氏

### 1 GJXDM と NIEM について

GJXDM ( Global Justice XML Data Model ) は、XML というマークアップ言語を用いて地域、州、国家の全てのレベルで刑事事件関連情報を共有することを目的に策定された情報交換システムである。

データモデルは、米国司法省 web ( [http://it.ojp.gov/topic.jsp?topic\\_ID=43](http://it.ojp.gov/topic.jsp?topic_ID=43) ) で公開されている。

NIEM ( National Information Exchange Model ) は、GJXDM の全国情報交換モデルであって、司法省、運輸省、国土安全保障省なども参加している。

いずれも各機関の部局間のデータ交換を共通言語の採用によって効率的に行おうとする技術である ( 日本語資料として、経済産業省データ参照モデル調査報告書《別冊3》 ( [http://www.meti.go.jp/policy/IT\\_policy/ea/data/report/r36/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/IT_policy/ea/data/report/r36/index.html) )、( 財 ) 自治体国際化協会「各国の電子自治体の推進状況」 ( <http://www.clair.or.jp/j///forum/compare/0607.html> ) を参照 )

### 2 GJXDM ・ NIEM の意義

情報交換の速度を上げ、信頼性を増す

司法機関における相互互換性を確保する ( 例 : 裁判所と法執行機関 )

政府機関における相互互換性を確保する ( 例 : 裁判所と情報機関、裁判所と福祉機関 )

### 3 現行バージョン ( GJXDM3.03 ) と次期バージョン ( GJXDM3.1 )

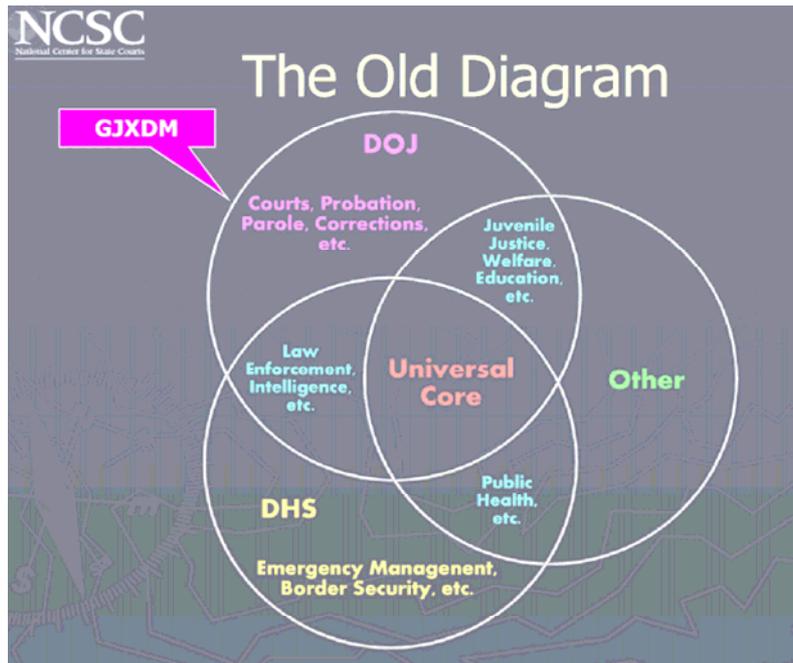
Inheritance( クラス間でデータの共有を行う機構 ) を備えたオブジェクト指向プログラミング言語で、すべての事象を1個の階層制に整理しようとするが、実際には単純化することは相当困難である。そこで GJXDM では、オブジェクト相互の関係を定義づける追加手段を備えている。

これは、相互互換性の面では支障になるし、理解困難となる場合もある。

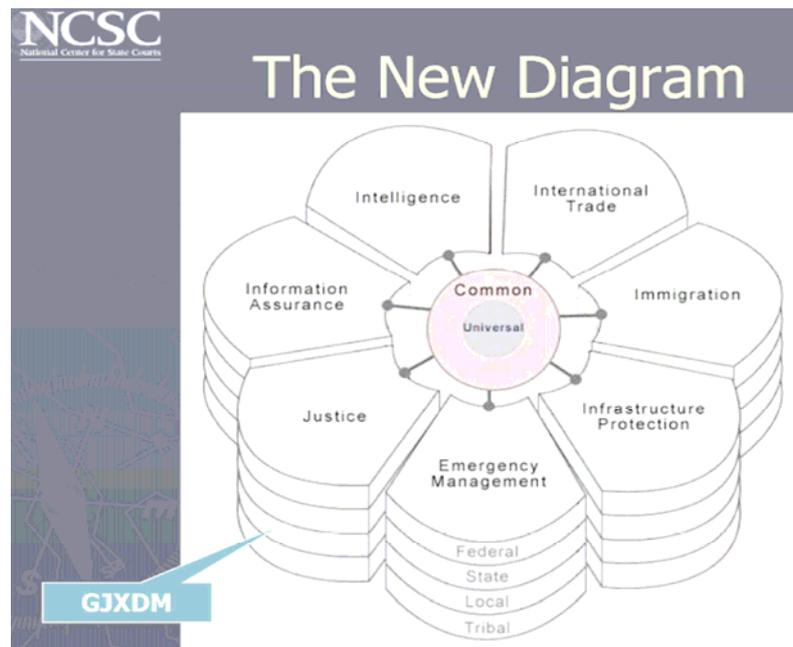
そこで、GJXDM3.1 ではオブジェクト固有の属性をそれらの外部的関係とは切り離して処理するようにソースコードの手直しを行なった。

### 4 NIEM について

従来は、GJXDM は、司法省の所管事項のうち、他省庁との連携がない分野で用いられてきた。



これに対してNIEMのシステムが導入されると、GJXDMは、情報機関や商務省、移民局などとも互換性を有することになる。



連邦 - 州 - 地域という階層構造を超えて、さらに、省庁間の壁を越えて、情報を共有しようとするモデルである。

## 5 . GJXDM を機能させる

(堀籠)

< パネル参加者 >

州裁判所全国センター (NCSC) プロジェクトマネージャー デビッド・グッドウィン氏  
 州裁判所全国センター (NCSC) デジタルブリッジ CEO プレント・アイラーセン氏

### 1 はじめに

アリゾナ州マリコーパ郡の令状システムについての概要と、電子的方法による通知や監査記録とともに令状の有効性を維持するために使われるXMLインテリジェント・パッケージについて紹介する。そこでは、文書及び通知は、すべてGJXDM XMLに完全準拠したパッケージに保存され、必要に応じて、PDF、オープン・ソース及びその他のフォーマットを生成する。

### 2 デジタル・エコシステムについて

デジタル・エコシステムは、デジタル環境で、団体の境界線を越えてやり取りされる手続きや取引を管理するために 共同で作業をする多数の独立した当事者から構成されるものである。各当事者は手続きの一部について責任を負うが、システムの全体については誰も責任を負わない。

現在、私たちがすでに構築したいいわゆるデジタル・サイロは、一つの組織の内部においては効率的であるが、他方、情報や手続きが組織の境界線を越えてやり取りされる場合には非常に非効率的なものとなっている。

これに対し、デジタル・エコシステムは、効率的・確実で、非公開のものであり、団体間にまたがる情報の共有ややり取りに関連した時間、費用及びリスクを少なくすることができる。司法の場においては、警察官 検察官 裁判官 警察官・・・という情報のやり取りが考えられるが、いずれの参加者も、プロセスの一部については責任を持つが、プロセス全体について誰も管理しないものでなければならない。

#### (1) 協会の役割

- ・デジタル・エコシステムについての教育を行う。
- ・議会等の政策立案者に対し、(サイロではなく)エコシステムに資金拠出の働きかけを行う。
- ・連邦・州・地方のレベルにおいて、エコシステム・グループの創設を支援し、司法におけるデジタル・エコシステムの実施プロジェクトに必要な資金を受領しこれを費やす権限をかけるグループに与える法律制定を勧める。
- ・エコシステム内における標準 (XML) を促進する。

#### (2) 基金の目的

- ・資金を集め、デジタル・エコシステム・プロジェクトを実施するための無償資金提供をする。
- ・デジタル・エコシステムについての教育を行うためにセミナーや会合を行う。
- ・デジタル・エコシステムのコンセプトや検討課題についての白書を作成する。
- ・デジタル・エコシステムについての年次会議を開催する。
- ・各年の最優秀デジタル・エコシステム・プロジェクト賞を授与する。

### (3) 問題点

保護された情報の共有は、司法界における大きな問題である。なぜ、共有することができていないのか？ それは、技術的な問題ではない。個々人に目を向ける必要があり、問題と解決方法は、何層にも及んでいることを理解しなければならない。多くの技術は組織のニーズに合わせて設計されている。しかし、私たちが必要とするものは、組織を横断する個人に責任と保護を与えるための技術を考案することである。

デジタル・エコシステムの層には、関係当事者の層（人・組織）という基本層の他、プラットフォームの層（技術インフラ）、プロセスの層（ビジネス・プロセス/ルール）、ポリシーの層（法律・規則・方針）、管理の層（プロトコル）、政治の層（政治的影響力）といった層がある。司法のエコシステム・モデルにおいては、警察、捜査官、裁判所、裁判官、検察官、矯正局、保釈・仮釈放、犯罪者、公安部や国選弁護士といった関係当事者が存在し、使用しているプラットフォーム（SQL、DB2、MSアクセス、オラクルなど）、情報の存在形式（ポリス・レポート、捜査報告書、検察官事件記録や裁判所記録など）、情報のやり取りがなされる相手方（国選弁護士 犯罪者、裁判所 犯罪者など）、準拠すべきルール（法律など裁判所規則など）等も異なっている。

また、連邦、州及び地方の各レベルにおける水平的な統合だけでなく、これらのレベルの垂直的な統合も行われなければならない。

### (4) デジタル・ブリッジ

本日の目標は、以下のことを明らかにすることである。

デジタル・エコシステムとは何か？

なぜ、エコシステムの関係当事者の間で効果的に情報を共有できないのか？

エコシステムの関係当事者の間で情報を共有するための経済的な解決策のモデルはないか？

どのようにすれば、各参加者が自らの業務を行いつつ、公共安全に関するエコシステムの全体的能力の向上を図ることができるのか、が本質的な課題である。

デジタル・エコシステムではなく、デジタル・インフォメーション・サイロを作るあげることにつながってしまった問題点は、次の3点である。

エコシステムが何であるか、そのエコシステムにおいて各関係当事者が果たす役割についての認識

エコシステムの関係当事者の間における技術の相違

エコシステムの関係当事者の間における方針（準拠すべきルール）の相違

政府エコシステムは、その任務を効果的に行うために、効果的に互いに情報を共有したり取引を行ったりする必要がある多数の組織・団体もしくは個人である。技術の相違は、以下のような問題を永続させる。

A 情報共有を現実に成し遂げているという考え。

B 真の情報共有ではなく、関連データの共有で十分であるという考え。

C 既存の技術を交換しなければならず、解決には費用と時間がかかり現実的でないという考え。

また、準拠すべきルールの相違は、協調的に努力して情報を共有することを不可能にする。

デジタル・エコシステムは、保護された情報を共有するための解決策であるが、それは、次の要求を満たすものでなければならない。

- 関連当事者すべてを調整されたエコシステムへと導くものであること
- 各関係当事者の独自の技術の価値を高め、現存するシステムへの投資を保護するものであること
- 関係当事者間における業務の流れに円滑にするものであること
- 各関係当事者の方針や手続きのプライバシー、安全及び強制可能性を改善するものであること
- デジタル・エコシステムの自体の信頼を構築するものであること

#### (5) デジタル・フュージョンの導入

デジタル・フュージョンは、デジタル・エコシステム解決策を示す初めての包括的プラットフォームである。デジタル・フュージョン・プラットフォームは、インターネットを基調とするプラットフォーム、SOA( Service Oriented Architecture )及びESB (Enterprise Service Bus)基本設計、プラットフォームに関係なく設置できる汎用性、ISO一時記憶装置の第8レベル、第5レベルのパラノイアのサポート、XML基本設計概念、デジタル・パケット技術( ポータブル・パーソナル・パケット (CH)、ポータブル・トランザクション・パケット (DW)、マスター・ネットワーク・パケット (全国共通) )、保護された情報の共有などを特徴とする。

デジタルフュージョン・パケットは、XMLパケットであり、データ (XMLデータ)、ルール ( 所定の事項を誰が行うことができるか )、フロー ( 何が行われなければならないか )、ワーク ( 必要とされるサービス )、オーディット ( 誰が記録したか ) 及びサイン ( 不正改変防止のための封緘 ) からなる。ルール、フロー及びワークは、データの生成のためにエンジンにより読み取られ、オーディットとサインは、パケットの完全性を確保するためのものである。

### 3 . マリコーパ郡のICJIS

#### (1) ICJIS ( 刑事司法情報統合システム ) の概要

ICJIS ( Integrated Criminal Justice Information System : 刑事司法情報統合システム ) とは、令状をコンピュータ化するプロジェクト ( Smart Warrants Project ) である。その目的とするところは、公衆及び警察官の安全を改善するための完全に電子的な手続を作り、郡の資源をよりいっそう有効活用することを目標とする。

このプロジェクトは、作成、承認、発行、犯罪情報センターへの入力、取り消し、執行など、「初めから最後まで」のものでなければならず、成人事件・少年事件を問わず、刑事のみならず民事も対象とする。さらに、既存のシステムで可能なものは何でも利用し、事件管理システム ( Case Management System ) のデータを使えるようにし、電子ファイリングによる申請は、裁判所による吟味と署名を経るものとし、JWI ( Justice Web Interface ) による追加データの入力を可能とし、執行データの事前予約システムを備え、申請の取り消しもしくは執行による裁判所への返還を電子ファイリングによる申請で行うことができることを条件とする。

マリコーパ郡のこのようなICJISへの取り組みは、各関係官庁が独自の事件管理システムを有し、システム間におけるデータのやり取りを電子的に行っているという既存のモデルを前提とするものである。

#### (2) 令状の作成プロセス

令状を作成する場合には、所定のURLにアクセスすると画面が現れ、そこに事件番号を入力すると、GUIDと呼ばれるIDがシステムにより生成される。所定のメッセージが「iCIS」に送られると、「iCIS」はXMLの形式で反応するが、それはマリコーパ郡により修正が加えられたGJXDMのスキーマであるアンサー・ファイルへと変換され、文書の中に表示される。

令状は、GJXDMデータ・セットにより、データベース・テーブルに投入され、XHTMLにおいて編集のために表示される（ただし、事件番号と被告人の氏名は編集することができない）。XHTML令状のデータに加えられた変更はすべてデータ・セットに反映される。文書は、PDFとして生成され、可読的なものとなる。必要なサインがなされるとともに、オーディット・ログが更新される。ユーザーの氏名、日付・時間は、サインの証拠として表示される。サインがなされると、データ・セットは、裁判所により要求されているXMLの形式に変換される。XMLとPDFは、プロセスのため裁判所の「MQキュー」に置かれ、裁判所の対応待ちとなる。裁判所が対応すると、追加情報とともに、アンサー・ファイルが更新される。JWIリクエスト・メッセージが生成され、MQに保存される。JWIは、情報一式を送付する。すべてのオーディット・ログ、スマート令状パッケージに入っている文書及びそのXMLは、双方向モジュールによりいつでも閲覧可能である。

### (3) メリット

上記のスマート令状プロジェクトには、裁判所による承認、犯罪情報センターへの入力、取消し、裁判所への執行の連絡などが迅速化されるというメリットや、職員・紙・保存に関する費用を削減できるというメリットがある。

### (4) リスク

しかし他方で、取消された令状に基づく逮捕がおこなわれてしまわないかという危険もないではない。

## 6 . ベンダー各社のソリューション

### マイクロソフト社

( 藤田 )

司法や公共の安全の分野で情報共有のプロジェクトが全国的に激増しており、マイクロソフト社は、IJIS Institute and SEARCH のような組織と協力して、GJXDM やNIEM のような重要データの相互操作性の基準をより便利にする計画を支援している。

( 注：幅広い各種活動の紹介があったが、電子裁判所に関する問題に深く立ち入ったわけでないので、個々の内容は省略する。 )

#### < 参考サイト >

IJIS Institute

<http://www.ijis.org/>

SEARCH : The National Consortium for Justice Information and States

<http://www.search.org/>

The Consortium Platform white paper: The Microsoft blueprint for justice and public safety information sharing

<http://www.microsoft.com/industry/government/HLSinformationsharing.aspx>



## Wiznet 社

(日野)

1 1995年にフロリダ州で設立された Wiznet 社は、リーガル・テクノロジーのソリューションとして、電子ファイリング・システムや文書管理プログラム(DAP)等を提供している。

Wiznet 社の電子ファイリング・システムと文書管理プログラム(DAP)によれば、紙ベースで行われていた訴え・申立手続、文書管理及び文書保存を、効率的な電子ファイリング、電子送達、文書管理・保存のシステムに代えることができ、また、格段の費用削減効果を得ることができる。同社の電子ファイリング・システムでは、弁護士・代理人は、インターネットを経由して、パソコンからあらゆるフォーマットで24時間、裁判所に対して訴え・申立てをすることが可能となり、裁判関係書類にもオンラインでアクセスでき、相手方に文書を送達できる。

2 ネバダ州クラーク郡裁判所、イリノイ州デューページ郡裁判所、カリフォルニア州サンクレメント郡裁判所、アリゾナ州マリコーパ郡裁判所、ミシガン州上訴裁判所などで Wiznet 社の電子ファイリング・システム等が採用されている。

3 Wiznet 社の電子ファイリング・システムの採用による利便は次のとおりである。

### (1) 裁判所側の利便

- ・導入費用がかからない
- ・収入をもたらす
- ・裁判所運営費用を削減できる
- ・文書を電子的に受領できる
- ・紙の文書を管理する手間を削減できる
- ・利用者へのサービスを改善できる
- ・導入するとすぐ使える
- ・簡単なシステムの統合が可能である
- ・安全な電子ファイリングの窓口(portal)を確保できる

### (2) 弁護士・代理人の利便

- ・登録費用がかからない
- ・訴え・申立手続が24時間可能となる
- ・写しを無料で作成できる
- ・紙の文書を印刷、コピー、袋詰め、配達することが不要である
- ・郵送料が不要である
- ・オンラインで文書の追跡、配達の証明、報告が可能である
- ・すべての裁判所文書がインターネット経由でアクセスし閲覧、印刷が可能である
- ・ほとんどのファイル形式に対応している
- ・オンライン上無料で利用方法を練習できる

### <参考サイト>

Wiznet

<http://www.wiznet.com/>

## eFiling for Courts 社

～ ワシントン D C 上級裁判所・司法情報統合システム (IJIS: Integrated Justice Information System)

(篠島)

ワシントン D C は 2001 年、裁判所の 18～22 にわたる独立系のシステムを統合する規則を制定した。これを受けて構築されたのが IJIS である。家庭裁判所は翌年 11 月に電子ファイリング統合システムを供給するコンサルティング会社「ベアリングポイント」社と提携し、統合支援ツールの構築をすすめた。民事 類型、家事事件、DV、税務、微罪などのシステム完備を経て、2006 年 1 月には CMS 統合システムを完成、10 月には民事 類型も「eFiling for Courts」を実施するに至った。

民事 類型の交通事故事件ではまだ完全施行されていないが、ワシントン D C では電子ファイリングは義務化されている。

会社関係では 90% が電子化されている。40% は未だに書面も提出されるが、政府の電子化は徐々に一般的になりつつある。ただし弁護士との関係や書記官の人的資源や財政の問題も残っている。

弁護士は 24 時間いつでも、どこからでも書類の提出などができる。電子的に裁判所に書面を提出できるし、これが受領されたのか拒絶されたのかも判断できる。

電子記録の送受信を媒介する電子ファイリング・サービスプロバイダ業者 (E-Filing Service Provider: EFSP) や、電子ファイリング・マネジメント業者 (E-Filing Management: EFM) の取扱いについては、ワシントン D C ではこれらはちょうど郵便局と同様のコモンキャリアと捉えている。弁護士が EFSP にファイル送信し、この告知を裁判所が受けることで送達が成立する。受領については EFSP のスタンプ付きの写しのファイルが返送され、弁護士は書類が受領されたのか受領されなかったのか、されなかったとすれば、その理由を確認することができる。eFiling for Courts サイトに行けば、書記官も弁護士もファイルのアップロードの有無が確認できる。

さらに、eFiling for Courts は裁判所や書記官にも極めて有利な点がある。セキュリティ、初期投資の少なさ、システム全体を通じて利用しやすいし、利用によって紙媒体も、紙媒体への記載事項も減少する。紙媒体資料の取扱は 75 % カットされる。スキャンングの必要もない。クレジットカードや小切手に変えて電子決済で行うことができ、弁護士などから依頼された EFSP が裁判所に立て替え払いをすることもできる。発令や通知もスムーズに行われる。

ワシントン D C では 2007 年 2 月 5 日に電子法廷の裁判所への完全義務付けが行われる。

< 参考サイト >

eFiling for Courts

<http://www.efilingforcourts.com/>

## TITUS 社

( 篠島 )

TITUS グループは暗号鍵のセキュリティサービスなどを提供する会社であり、著作権管理 ( Rights Management ) に関する解説が行われた。

- 1 現在社会に大量に流通している電子情報は、その性質上、故意過失を問わず意図せぬ情報の変更によるトラブルが予想される、プライバシー規制などの関係から情報の不正流出を避ける必要性が高い。そこで、これまでも企業においては情報の暗号化によりセキュリティ保護が図られてきた。
- 2 セキュリティに関しては、伝統的にファイアウォールやアクセスコントロールリスト、また情報伝達の暗号化等の技術が使用されてきた。しかしそれぞれに短所がある。ファイアウォールでの保護は情報共有化が極めて制限されるし、アクセスコントロールリストは巨大企業内部での使用に限られ、アクセス許可された後のデータ改竄などのトラブルは回避できない。暗号化技術でも、解読後のデータは管理不可能である。したがって、企業においてはセキュリティに加えて著作権管理を行う必要性が高い。
- 3 ネットワークでの電子書類の保護には、しばしば公開鍵技術が使用されている。しかし登録が大変だったり、鍵のアップデートに手間がかかったりする。受領者に公開鍵が付与されていないという事態も発生するし、解読後の変更には対応できない。また、電子署名もしばしば利用される。電子署名は、受け取った情報の発信者が真実であること、情報自体が改竄されていないことを認証することでその信用性が高くなる。しかし、いったん変更が加えられるとその署名は無効となるため、極めて短期的な証明力しか有さない。
- 4 これに対し、著作権管理はまったく異なる視点からのデータ保護手法である。現在すでに複数の会社からサービスが提供されている。個々のコンテンツの著作権管理を行う技術をデジタル著作権管理 ( Digital Rights Management : DRM )、企業全体の情報管理を行うのは企業機密 / リスク管理 ( Enterprise Rights Management / Enterprise Risk Management ) などと呼ぶ。マイクロソフトではそれぞれを RMS、IRM という呼称で商品化している。
- 5 マイクロソフトの RMS では、承認を受けた者のみが書類や電子メールを解読することができ、さらに、書類やメールに対する一定の操作 ( 転送や、印刷、変更 ) を禁止することができる。書類が受け手に開示された後も、書類を様々な面からコントロールすることができ、正規の情報を維持することができる。これが伝統的な公開鍵制度と異なる点である。  
著作権管理によって、社内のセンシティブ情報を内側に保護できるだけでなく、社外に持ち出したとしても保護できる。また、データを以前の状態に回復させることもできるし、いつでも著作権を放棄できる。オンライン時のみに書類を使用させることにより、より効率よくコントロールを行うこともできる。マネジメント情報はサーバーに保護されているため、追跡調査やログ保存も可能となっている。

< 参考サイト >

TITUS

<http://www.titus.com/>

## Tybera 社

～ 裁判所のための正しい電子ファイリングのソリューションの選択を

( 溝上 )

### 1 電子ファイリングの費用について

弁護士の電子ファイリングの使用については無料であるべきだろうが、ネバダ州リノ市の州裁判所は、ソフトウェアライセンスを取得するに際して、1年あたりの弁護士向けライセンス・フィーを100ドルとした。そして、システムのメンテナンスと改善のため、1ページあたり50セントの費用を徴収している。

### 2 事件の処理手順について

書記官は、裁判官の業務を調べ、処理手順のどの段階に電子ファイリング手順を組み込むかを特定する。当事者や弁護士は書記官に指定された日以降に事件を閲覧できる。

規則と手順を見ると、業務決定、弁護士の支払システムは法廷ごとにそれぞれ異なる。

モデルAは、「申請者---Tybera---裁判所」というシステムで、申請ごと課金のモデルであり、法廷外で制御され、多数の事件が受理される。

モデルBは、「申請者---複数の業者---裁判所」というシステムで、複数業者が関与するモデルである。裁判所は、データを持ち、申請者と裁判所が料金を負担します。

モデルCは、「申請者---裁判所」というシステムで、Tyberaが裁判所にソフトウェアをライセンスし、裁判所が費用を負担する。書記官のレビュー・プロセスと複合システム付きで、トータル・コントロールができる。

モデルAからCへ、徐々に力を発揮する。内部のシステムを完成させると、事件管理につながる。2種類のアニメーションを見ることができる。

すべての地方裁判所が、データを集める必要があり、データの収集やシステムのカスタマイズは、データの選択などに力を発揮する。

### 3 刑事事件について

民事事件と刑事事件は、ファイリングの最初に調整される。犯罪による逮捕があったときは、ユーザー・インターフェースを提供するプログラムは空の状態である。事件番号が通知されて、事件が割当てられる。画面は、事件管理が必要になったときだけ表示される。そして、係属中の事件を閲覧することができる。

これらの段階で料金が必要であり、発想を変える必要がある。これまでは事件の内容を把握するために裁判所に行って見る必要があった。モデルAからモデルCになるに従って、裁判所の内部で稼働する能力を発揮することになる。

弁護士は、書式に関連づけられたすべての文書を付け加えることができる。そして、書記官は、申請された書類のデータを変更することができる。

どのモデルもファイリングごとの料金か、ソフトウェアライセンス料が必要であるが、技術的にはどれも選択できる。データをカスタマイズし、ワークフローを活用してほしい。また、業務管理システムを提供する業者と是非提携していただきたい。

### < 参考サイト >

Tybera

<http://www.tybera.com/>

## EDS 社

(奥村)

EDS 社は、裁判所業務全般の IT 化を手がける会社であり、

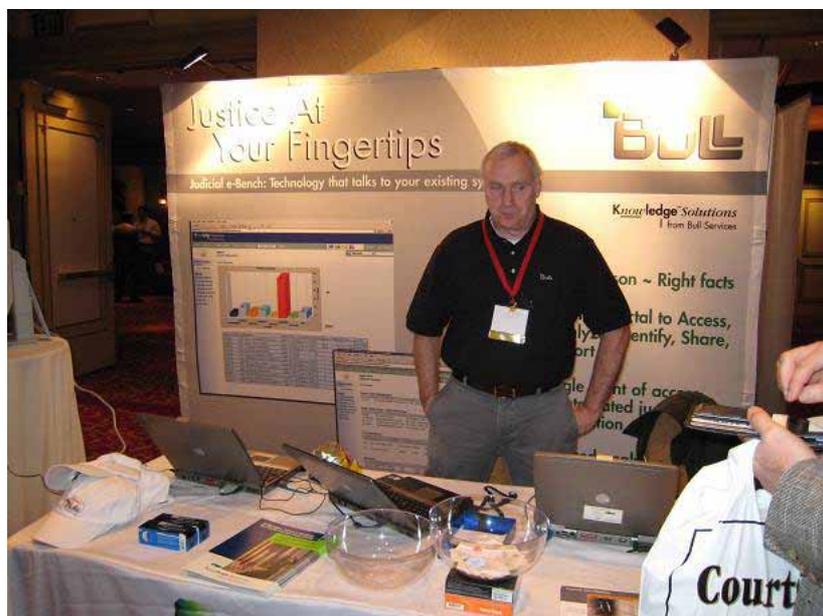
- Money Claim Online
- Virtual Plea and Direction Hearing/Case Progression
- Xchanging Hearing Information By Internet Technology

等の、各地の裁判所に対するオーダーメイド的なサービスの提供を行っている。

<参考サイト>

EDS

<http://www.eds.com/industries/justice/>



## LexisNexis社

(堀籠)

選択的 / 強制的な電子ファイリング・システムを提供している。

1991年にデラウェア州が電子ファイリング・システムを立ち上げて以来、現在までに14の州が同社の電子ファイリング・システムを採用するに至り、現在では年間2000万件の文書がファイルされ送達されている。

電子ファイリング・プロジェクトを成功させるには、いくつかの秘訣がある。司法のリーダーシップなどがあげられるが、どこかの時点において、利用を強制することが必要である。例えば、コロラド州において電子ファイリングは成功しているが、同州は、電子ファイリング・システムの利用の強制に踏み切った州である。

では、利用が任意的なシステムは、うまくいくであろうか？ 現在のところ、成功していないとしか言えない。考えとしては良いのであろうが、うまくいったという話はほとんどない。上記のようにコロラド州も利用を強制するシステムに移行して成功を収めたのである。また、キングス郡は一応成功しているが、1日に100件のファイリングしかない。これは残念な結果である。

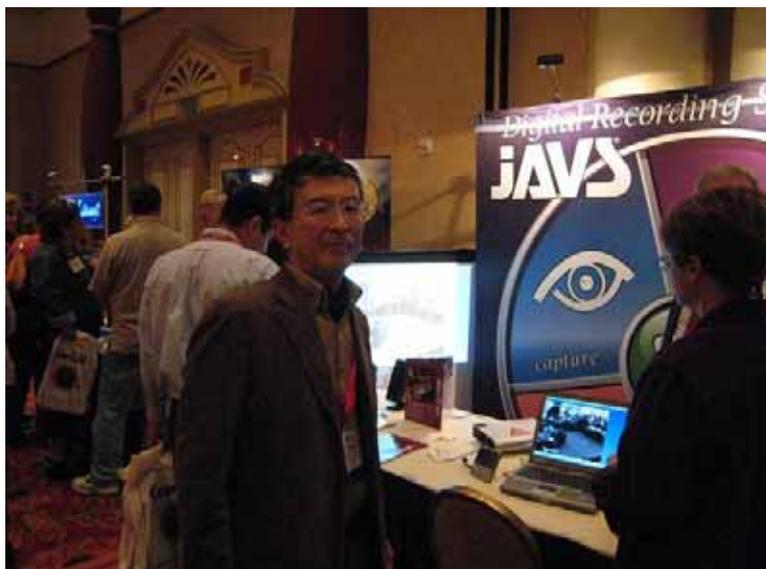
利用を強制することについては、問題もあるかもしれない。弁護士は、言われたとおりにするのがあまり好きではないし、中には、技術についていけない人もいる。

しかし、私たちは、2~3日間で何百ものファイリングを期待していた。強制は、裁判官は決断しなければならないことである。法律事務所は、それを裁判所からの愛のムチと考えるであろう。もし、強制でなければ人々はそれを使おうとしないからであろう。実際問題としては、まずは、システムを利用可能とし、そして強制に切り替えていくこととなる。

### <参考サイト>

LexisNexis

<http://www.lexisnexis.com/efiling/>



## ブル社

～あなたの手元で e-Bench を使った司法を

(藤田)

ジョージア州のフルトン郡(アトランタ市を含む郡)がブル社の e-Bench というシステムを採用した、Criminal Justice Information Systems (CJIS)として稼働している(注: "bench" とは「裁判官席」、「裁判官職」などの意味である。)

裁判官やその他の職員が手元で操作でき、直感的で使いやすい仕組みになっている。

ポータル技術と呼ばれているものがあり、それは、1つの入口から種々のアプリケーションやコンテンツ(データ)を利用できるようにする技術で、各部署や各人のコンピュータでばらばらに存在している状況から、必要な情報を共有できるようにする目的などから注目されている。なお、ブル社の e-Bench は、ソフトウェアとして、マイクロソフト社の SharePoint Portal Server などを利用している。

そのようなポータル技術を活用した e-Bench により、裁判官は日々の操作や管理を手元で1つの入口から簡単に行うことができ、方々に散在する情報をバラバラにチェックすることなく、適切な時点で適切な判断を行うことができる。そして、このシステムの採用にあたっては、既存のシステムを変更しなくてよい。

導入にあたっては、最初に6人の裁判官がテストし、彼らが気に入ったので、導入範囲を拡大して行った。現在では郡内の州上級裁判所のすべてで使用されている。

### <参考サイト>

Fulton County Online - Criminal Justice Information Systems Division (CJIS)  
[http://ww2.co.fulton.ga.us/index.php?option=com\\_content&task=view&id=583&itemid=97](http://ww2.co.fulton.ga.us/index.php?option=com_content&task=view&id=583&itemid=97)

Judge's e-Bench

<http://www.bull.us/references/judges-e-bench.html>

## 7. 米国国立公文書館の電子公文書管理プロジェクト

～その概要・ポリシーと裁判所に与えるインパクト～

(溝上)

米国国立公文書記録館(United States National Archives and Records Administration : NARA)のプロモーションビデオの上映があった。

<報告者>

電子的記録保存プログラム ディレクター ケネス・シボデュー氏

### 1 米国国立公文書記録館(NARA)のビジョン

電子公文書アーカイブ (Electronic Records Archives : ERA) は、法的政治的關係から3億ドルを掛けて収集されてきた記録である。米国国立公文書記録館は、これらの記録をハードウェアやソフトウェアの種類に依存することなく、確実に保存し、提供していく、という方針を将来に向けて実行していく。

### 2 電子公文書記録のための米国国立公文書記録館の使命

アプリケーション・プラットフォームを問わず、いかなるタイプの電子情報も保存する。また、米国政府機関のうちいかなる機関から提供された情報でも保存する。

### 3 挑戦の一面

米国政府の電子記録の永年の管理へ向け、次のような体系的アプローチを行っている。なお、ここでいう「米国政府」とは、最高裁判所を除く米国政府のすべての政府機関を意味する。

- ・ 絶えず技術を変えることを控えること
- ・ 多様性～異なったタイプの記録
- ・ 複雑性～複雑な形式と求められた状況で記録すること
- ・ ボリューム～膨大な記録の数
- ・ 範囲～連邦政府全体を加えること
- ・ 時期～数年から永年の期間
- ・ 確実性～最初に作成されたときから同じものであることの保証
- ・ 接近性～市民による政府記録へのアクセス権の保持・維持

### 4 ERA システムのサポート

電子公文書記録においては、米国国立公文書記録館内部のみならず他の連邦機関との間で記録の永年の管理をサポートすることになる。

### 5 ERA システムのありかた

- ・ 進化への対応：ハードウェアまたはソフトウェアを置き換える際、全体のシステムへの影響を最小限にとどめ、保持された記録の信憑性への影響をゼロにする。
- ・ 伸展性の保持：デジタル保存のための技術の到達技術水準を超えて未発明の新しいタイプの電子記録に順応し、市民に公開されても法令によって閲覧制限されても、すな

わち異なったセキュリティレベルにあっても適用できる。

- ・ 記録の劣化・消失に対する挑戦：記憶媒体については有限の寿命を意識して、より新しいメディアに急いで承継するとともに、ハードウェアに関連づけ、費用対効果を考慮して改善する。
- ・ 多様性に対する挑戦：どのような形式の電子記録にも対応する。
- ・ 複雑性に対する挑戦：埋め込まれ、またはリンクされた文書、何百個ものテーブル、フォーム、レポート、ページがあるデータベース、図表、スタイルシート、フォーム、名称、展開を備えた XML ファイル、双方向のウェブページ等にも対応する。
- ・ 量的拡大への挑戦：国務省には、1972-2000 年間の 2500 万の電子外交メッセージが、クリントン EOP (Executive Office of the President) には、3200 万のメールメッセージがある。これらは全く分断されたファイルであり、収集が困難である。さらに 2000 年に実施した 10 年ごとの調査については、6 億から 8 億のイメージファイルがあることが判明した。国防総省には 10 億のイメージファイルからなる公式個人軍事記録もある。科学的調査についても、何百テラバイトもの情報がある。

## 6 米国国立公文書記録館の戦略

以下の戦略を持っている。

- (1) 保護を脅かす重大な問題点に取り組む
- (2) 記録の永年管理について要求定義する
- (3) 米国政府内におけるあらゆる IT 関係各省庁と提携する
- (4) 電子商取引や電子政府および次世代の国家の情報インフラを支援するために開発される商業的もしくはオープン・ソースの実行可能な主流技術で解決策を見いだす

## 7 電子公文書記録の機能

電子公文書記録は以下の機能を有する。

要求 / トラックビュー	レビューとリデイト
閲覧と謄写	オンラインまたはダウンロード
詳細の検索	全文検索
描写	索引とメタデータの抜粋
計画保存	保存
移転の要求	入力、点検、格納
スケジュールと評価	スケジュールの実行

## 8 電子公文書記録の発展

今後の発展については以下のことを考えている。

- ・ 提携機関：デジタルを含めた記録保管所や大学など多くの提携先を確保する。
- ・ デジタル保存プログラム：NASA などと連携する。
- ・ 法律問題：文書の信憑性が鍵・確かな記録を維持が不可欠である。
- ・ 電子記録の時間経過の問題：正統の記録はそう称されるまま存在する。変造されることなく、保存された記録は完全なアイデンティティを維持し存続させる。しかもア

クセス可能とする。

## 9 電子公文書記録に期待されること

ワードで完全な書式を作っても、HTML 変換すると崩れてしまう。極めて複雑である。

また、損壊した例として、独立宣言がある。明確な記述以外は損壊してしまっている。なお、「変造のないこと」と「経年劣化」は区別しなければならない。

## 10 管理の連鎖

「正本」は公文書記録に極めて有用な概念である。ところが、原文はグラフィックによって動いてしまう。PDF でもオリジナル文書から外観が変化してしまう。保護の連鎖のためには、どのように書類が操作されるかを知っておく必要がある。

いつまでも古いコンピュータを動かし続けることもよくはない。当初のソフトウェアと正しいハードウェアで動作したとしても、アクセスが限定されてしまい、縮小拡大もできなくなる。やはりフォーマットを新しく変更すべきである。

## 11 アクセス・フレームワーク

ERA は公文書の保護のみならずアクセス・フレームワークをも含む。どの機関が何のために、どの公文書を残すかを決定し、アクセスのニーズと制約を決定する。すると、これらのニーズに合致したツールも定まってくる。

### <参考サイト>

NARA

<http://www.archives.gov/era>



## 8 . 司法へのアクセス

～ ウェブ経由での公衆から法廷・裁判システムへの接続

( 奥村 )

< 報告者 >

シカゴ・ケント法科大学 教授 ロナルド・スチュアート氏  
キャプストン・プラクティス・システムズ マーク・ローリトセン氏

### 1 CAJT ( the Center for Access to Justice & Technology ) の目的

教育・実践・法律へのアクセスにおけるインターネットの使用を促進することによって、司法をよりアクセスしやすくするために設けられた。

### 2 課題

代理人を付さない訴訟当事者 ( 本人訴訟 ) が大量に裁判所システムに流れ込むことが予想され、利用者側の視点からの対応 ( 調査研究・実験・制度構築 ) が必要となった。

スタッフとしては、ロースクール学生や美大学生が動員された。

### 3 調査 ( 1999 年 ~ 2001 年 )

代理人を付さない訴訟当事者 ( 本人訴訟 ) の障壁を調査 ( 4 州 5 裁判所での民族学的な調査 ) し、その結果、

- ・ 法廷が複雑で、混乱させて、方向感覚を失わせて、能率が悪いこと
  - ・ より良いカスタマーサービス、より多くの説明とより多くのガイダンスが必要であること
  - ・ 法律専門用語がついた建物とマークはわかりにくいこと
  - ・ 書類が不可解な上に、援助が不足していること
  - ・ 書類を記入するスペースを見つけるのが困難であること
  - ・ ADR が不可解であること
  - ・ 執行は、さらなる手続・コスト・時間を要し、隠れた恐怖となることがあること
- 等が判明した。

### 4 試行 ( 2001 年 ~ 2004 年 )

コンセプトを、インターネットを基盤とする原型に置き換え、簡易な婚姻解消手続を前提として、ソフトの開発と使い勝手を調査した。ソフトはシンプルさ・理解しやすさを重視した。その結果、問題点としては

- ・ 発展させるには技術的な専門知識が必要であること
  - ・ 費用が高いこと
  - ・ 能率が悪いこと
- 等が判明した。

## 5 実行（2004年～）

A2J Author を用いれば、非常に安いコストで、訴訟手続の何百もの準備段階が可能となる。A2J Author とは、会話形式で画面上の質問に回答して目的の情報に導く技術である。

## 6 実例紹介

カリフォルニア、アイダホ、イリノイにおける A2J 導入事例が紹介された。

### <参考サイト>

シカゴ・ケント法科大学

<http://www.kentlaw.edu/cajt/A2JAuthor.html>



## 9. バーチャル・コートを発展させる

～クラーク郡ネバダ地域司法センターの経験

(堀籠)

<報告者>

ネバダ州クラーク郡裁判所 執行役員 チュック・ショート氏

### 1 バーチャル・コートは何か？

バーチャル・コートとは、世界中の人に司法へのアクセスと情報を提供し、人々に文書を提供し(人々を文書に、ではなく)、いつでもどこでも司法を提供する機会を作り出し、そして、Webや電話による支払いや電子ファイリングなどの選択肢を与えるものである。

実際には、裁判記録の電子化や、ビデオ式罪状認否、そして遠隔地証人尋問などが考えられる。

### 2 企画成功への秘訣

ビジョンを持つことが重要である。政治的・行政的な障壁の排除しつつ、財政的な点を考慮し、独立した機関により行われるべきである。

ベスト・プラクティスという観点からは、利用される技術は、拡張可能であること、余剰があること、効率的であること、いつでも使用可能であること、安全であること、画一化されていることが必要である。専門の職員とともに、強力な包括的統治機構において立案を行い、企画の運営管理等も行う。

協力及び協調という観点からは、司法における協力として、検察官、警察、国選弁護人、DMV、DSP及び拘置所などと協力し、行政機関における協力として、財務部、情報技術部、商務検事及び購買部などと協力する。技術産業界からは、IBM、Dell、Ensynch、Cisco、CEIT、Sonant、JAVS、Q-Maticなどが協力する。

### 3 将来に対する投資

新システムは、裁判所に年間3億円から5億円の未収の罰金や費用の回収を可能にする、交通裁判所からの罰金の回収見込みを61億円改善する、特殊裁判所や誓約手続きの改善により、拘束を減少させる、将来の人件費を年間で1.5億円削減する、バーチャル・コートの創設により司法への公共のアクセスの改善及び支払いが簡素化されるなどが見込まれる。

このような観点から、現在、クラーク郡の裁判所は、クラーク郡の一般基金に年間27億円を積み立てている。このような投資は、司法における事務の停滞をなくすことにより、クラーク郡における公共の安全を一変させるであろう。

### 4 解決手法

クラーク郡及び裁判所は、共同で、司法における独自のニーズに応えるための包括的・統合的な事件管理解決手段を開発した。

具体的には、E-ペイメント、文書アクセス及び期日調査を含めた公共のWebアクセス、電子ファイリング、司法関係当事者による電子的やり取り、ビデオ式罪状認否/電話会議、

文書管理、ファイル及び証拠のトラッキングや提示、無線アクセス及び裁判所記録の電子化などである。これは、裁判所の指導者は、選択の局面の重要性を認識し、私たちの方法的あるいは構造のプロセスが、選択プロセスに内在する障壁を乗り越えることに貢献したと言えよう。全体評価及び調達手順が完了した後、裁判所は、専門知識の内部構築や戦略的協調関係の発展に基づいて、包括的解決方法を策定した。

サクセス・ストーリーとして、交通部のバーチャル・コートにおいては、2004年、15億円の一般基金を創出して、電子的やり取りが170%増加した、開始以来170億円以上を徴収し、待ち時間を4時間から20分に短縮したなどの効果をあげている。



## 10. 電子ファイリングと電子裁判所の将来

~Electronic Court Filing 3.0 スタンダード、そして、次は何か？

(藤田)

<パネル参加者>

州裁判所全国センター (NTSC) 技術サービスディレクター テリー・ボウスキン氏 (司会)

アリゾナ州マリコーパ郡 シニア・ビジネス・アナリスト、クラーク・オフィス ジョージ・ネヒト氏

O A S I S ECF テクニカル委員会、グリーセン・アソシエイツ プライベート・セクター共同議長 ジョン・グリーセン氏

州裁判所全国センター (NTSC) シニア裁判所技術アソシエイト ジム・ハリス氏

### 1 スタンダードの背景

1999 年は裁判所の電子ファイリングにおけるスタンダード化にとって非常に有益な年であった。

民事、刑事、家族関係などの事件類型ごとにスタンダード化し、システムが機能するようになった。裁判所とベンダーの双方の努力によって、電子ファイリングのスタンダード化が可能になった。各裁判所の業務において、まず類似する業務は何か、業務の画一的な面を模索することに、まず注意が払われた。今まで業務内容が独立していた各裁判所、そして各ベンダーが伝統的な境界を越え、協同作業を行った。各州の裁判所、連邦裁判所、各地域における司法の各レベルにおいて共同作業ができることが可能になった。

協力関係を築く原動力は、1 つには、各裁判所においてソフトウェアを開発しなくてはならないという反復的な開発コストの削減である。もう 1 つは、技術が理想を実現できるまでになったことである。XML により、データに共通のタグ付けをすることによって、異質のプラットフォームやアプリケーションの間で、より少ない努力で通信できる見込みとなった。

「電子ファイリング」というのは、以下の点から正しい呼び方ではないと思われる。

- ・ 裁判所への、伝統的な、あるいは伝統的ではないファイリング (書面提出)
- ・ 電子ファイリングをした者だけでなく他の当事者・関係者の情報共有事件管理システムや記録管理システムとの相互接続
- ・ 裁判所が電子ファイリングされた書類について、どのデータベースが閲覧可能か決定する権利を持つこと
- ・ 一般のデータと記録についての裁判所への問い合わせ

裁判所のスタンダードのプロセスには、採用とリーダーシップ、肯定的評価 (賛同)、進展の 3 つのフェイズがある

州裁判所行政官会議 (Conference of State Court Administrators: COSCA) の理事会 (Board of Directors) と、裁判所管理の全国協議会 (National Association for Court Management : NACM) の理事会が、合同技術委員会 (Joint technology committee : JTC) の推薦を受けて肯定的評価を行う。

それを受けて、最高裁長官会議（Conference of chief justices：CCJ）が採用のリーダーシップを取る。

最高裁長官会議は、2001年8月の決議13で、自動化のスタンダードの導入について定めた。そこでは、以下のように記載されている。

「最高裁長官会議は裁判所内の業務について最終判断を下すが：

場合によっては規則を制定し各州の裁判所内の統制を図り、

(a) アメリカの司法界で一般的に使われているプロトコルや基準を元にして、あたらしい電子ファイリングのシステムおよび情報共有システムを現存する事件管理システムに加える場合、その全体をモニターすること。」

進展のフェイズでは、OASISの電子裁判所ファイリング技術委員会（Electronic Court Filing Technical Committee：ECF TC）と、スタンダード（GJXDM、NIEM、W3C、OASISなど）の継続性を踏まえて、OASISのリーガルXMLメンバーセクションで検討され、その後、OASISの電子裁判所ファイリング技術委員会でテスト、稼働実験、技術協力が行われたり、合同技術委員会で審査が行われる。

注 XML：Extensible Markup Language = 文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語（「タグ」と呼ばれる特定の文字列で地の文に構造を埋め込んでいく言語）の1つ。ユーザーが独自のタグを指定できることから、マークアップ言語を作成するためのメタ言語とも言われる。任意のデータをHTMLと同様の感覚で送受信できることを目標に作成された）

参考 URL：[http://ja.wikipedia.org/wiki/Extensible\\_Markup\\_Language](http://ja.wikipedia.org/wiki/Extensible_Markup_Language)

注 OASIS：Organization for the Advancement of Structured Information Standards

参考 URL：<http://ja.wikipedia.org/wiki/構造化情報標準促進協会>

<http://www.oasis-open.org/jp/>

注 GJXDM：Global Justice XML Data Model

参考 URL：[http://www.ncsconline.org/d\\_tech/gjxdm/](http://www.ncsconline.org/d_tech/gjxdm/)

[http://it.ojp.gov/topic.jsp?topic\\_ID=43](http://it.ojp.gov/topic.jsp?topic_ID=43)

<http://en.wikipedia.org/wiki/GJXDM>

注 W3C：WWW Consortium（World Wide Web Consortium）= WWWで利用される技術の標準化をすすめる団体で、1994年10月に発足した。マサチューセッツ工科大学計算機科学研究所(MIT/LCS)などがホスト機関としてW3Cを共同運営している。

参考 URL：<http://www.w3.org/>

<http://ja.wikipedia.org/wiki/W3C>

## 2 ECF（電子裁判所ファイリング）3.0とは、どういうものか？

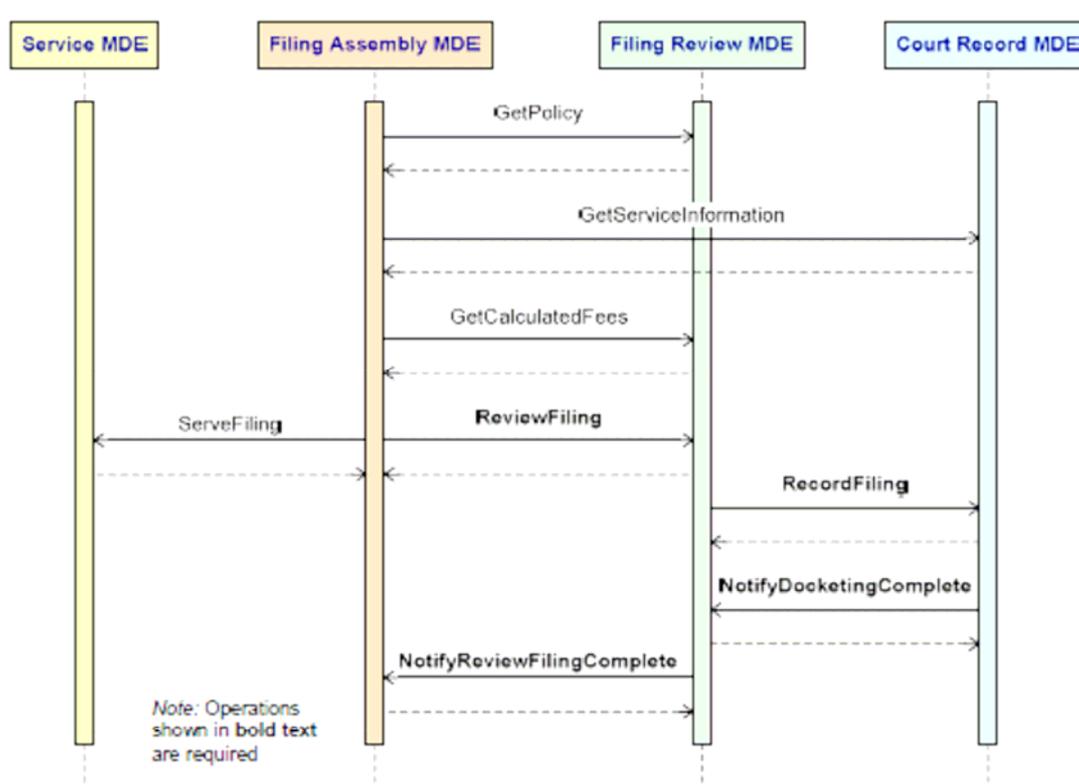
ECF 3.0の主な特色は、第1に、2003年に承認された電子ファイリング・プロセスのためのスタンダード（技術的・業務的提案）をサポートするものである。第2に、すべての主要事件類型に応じて、新件のファイリングを開始し、その後の行為を管理するためのデータ要素を含んでいる。第3に、費用の支払いや裁判所の他の義務をサポートしている。第4に、記録やメッセージの認証（authentication）、完全性（integrity）、安全性（security）に関する進歩を組み込んでいる。

ECF 3.0 の新しい点は、新しく登場しつつあるスタンダードを強化していることであり、ボキャブラリーについては、GJXDM や UBL で、Web サービスについては、W3C、OASIS、WS-I で強化している。

主要な設計要素 (Major Design Elements、MDE's) は、以下のとおりである。

設計は、電子ファイリングのプロセスを、Service MDE Filing、Assembly MDE、Filing Review MDE、Court Record MDE の4つの主要な設計要素に分け、それぞれの主要な設計要素間を通過するメッセージを記述している。

以下のように動作する。



設計戦略としては、第1に、構造上の要素を、Core (operations and messages)、Service interaction profiles、Document signature profiles、Policies (human and machine) の4つに分けることである。

第2に、Service interaction profiles (2つ) と Document signature profiles (5つ) によって、技術上の多様な問題解決をサポートすることである。

第3に、4つの論理インターフェース (MDEs)、論理インターフェースによってグループ化されたメッセージ、そして、インターフェースが、設計されたアプリケーションの中にグループ化されることにより、アプリケーションによるのではなく、標準化されたサービスとすることである。

第4に、メッセージを強制的なものにすること、拡張や制約につきサポートすること、GJXDM や UBL を再使用することにより、標準化されたコンテンツとすることである。

裁判所のポリシーは、以下の2つを通じて、カスタマイズしたり、各地域の実務をサポートしようとする。

1つは、人が読めるという裁判所ポリシーであり、HTML、テキスト、その他の記録フォーマットの使用や、電子ファイリングについての裁判所の規則や要件を通じてということになる。

もう1つは、機械が読めるという裁判所ポリシーであり、XML(ECF 3.0のメッセージ)である必要があり、導入に際してサポートされた ECF 3.0 のオプション、裁判所のコードリストや拡張子、設計時間や実行時間に関する情報を含む。

注 Web サービス : HTTP などのインターネット関連技術を応用して、SOAP と呼ばれる XML 形式のプロトコルを用いメッセージの送受信を行う技術、またはそれを適用したサービス。参照 URL : [http://ja.wikipedia.org/wiki/Web サービス](http://ja.wikipedia.org/wiki/Web_サービス)

注 UBL : Universal Business Language

参照 URL : <http://ja.wikipedia.org/wiki/UBL>

注 WS-I : Web Services Interoperability

参照 URL : <http://en.wikipedia.org/wiki/WS-I>

### 3 ECF 3.0 スタンダードを採用することによって、裁判所にどのような利益がもたらされるか？

試験的導入をした地域等は、マリコーパ郡(アリゾナ州)、ジョージア州、その他早い段階で、又は、試験的に導入した他の地域(ニュージャージー州、ニューヨーク州、ネブラスカ州、フロリダ州)である。そのほか、ベンダーによる導入例もある。

マリコーパ郡での最初の電子ファイリングの経験と学んだ教訓を紹介する。

まず、複雑な民事訴訟での実験プロジェクトを行った。レクシスネクシスの File & Serve を利用した。3人の裁判官が属する複雑民事訴訟部門で利用した。複雑事件については電子ファイリングを強制した。弁護士は電子ファイリングのためにベンダーを利用した。書記官スタッフはファイリングを審査するためにベンダーのシステムを利用し、裁判官と司法スタッフはファイリングを審査したり裁定をするためにベンダーのシステムを利用した。

学んだ教訓としては、ベンダーを通して法曹界にどのようなサービスが提供されているか知ることが重要で、ベンダーが電話やEメールで提供する週7日24時間のサービスも重要だということである。利用者には、指示されたシステムを使うよう強要したくはなかった。裁判所は、書記官の審査や裁判官の審査のモジュールを管理したり改善することにつき、もっと柔軟さを希望した。

そして、マルチ・ベンダーによる電子ファイリングのモデルを追求するという決定を行った。

次の段階では、以下の4つのことを行った。

1つは、自前の電子ファイリング・マネージャー(E-Filing Manager : EFM)を設置し、開発、テスト、実験、改善を行った。EFMは裁判所のCMS、EDMSに強く関わっている。

2つ目は、刑事の電子ファイリング実験プロジェクトで、この実験プロジェクトにおいては、裁判所の書記官がファイリングのアプリケーションを実際に使う役割を果たした。現在21の部門が参加している

3つ目は、電子ファイリングのベンダーの資格付けをするためのRFP(提案依頼書)を作ったことである。

4つ目は、民事の電子ファイリングの実験プロジェクトで、裁判所の書記官がファイリングのアプリケーションの使用を率先しておこなった。現在23の部門が参加している。指定された事件では電子ファイリングを強制している。

ベンダーを統合し、ECF 3.0 スタンダードを審査して採用する。

それは、なぜかという、第1に、ECFは、裁判所に、様々な他の団体、たとえば行政機関との統合化のための唯一の方法を提供し管理することを許容するから、第2に、ECFは、裁判所に、既に採用されている技術（XML、Web サービス）を有用化することを許容するから、第3に、ECFは、裁判所に、ベンダーがEFMなしに統合化のために有用化する完全で詳細な統合の仕様を開発し公開することを許容するから、第4に、ECFは、裁判所に、電子ファイリングの努力を拡大し、他の裁判所や政府機関と標準的な方法で統合化することを許容するからである。そして、将来は、進歩した法律事務所が自分自身の電子ファイリングのベンダーとして行動することや、裁判所と直接の統合化を図ることさえできるようになるからである。

裁判所の電子ファイリング・マネージャー（E-Filing Manager、EFM）は、一方で、e-Filing.com、LexisNexis、WIZnetなどと意思疎通を図りながら、他方で、DMSやCMSとやりとりをすることになる。ECF 3.0を採用した後でも、システムの実際の変化はないが、言語の翻訳は必須である。

注 CMS : Case Management System

注 EDMS : Electronic Document Management System

注 e-Filing.com 参照 URL : <http://e-filing.com/>

注 LexisNexis : LexisNexis File & Serve 参照 URL :  
<http://www.lexisnexis.com/fileandserve/>

注 WIZnet 参照 URL : <http://www.wiznet.com/www/>

#### 4 次は何か？ そして、使用し始めるのに有用な助力は何か？

ECF 3.1/4.0に向けては、第1に、導入したことについてもっと多くの意見等を収集する必要がある。第2に、控訴審、行政審判、民事、交通、駐車（違反）、地方条例違反など、他の事件類型へのサポートを強化する必要がある。第3に、タグ付けした記録のコンテンツ、電子的送達、事件以外の事項についてのファイリングなど、新しい業務機能へのサポートをする必要がある。第4に、技術の更新であり、GJXDMやNIEMの将来のリリースやXMLの裁判所書式を踏まえる必要がある。

注 ECF 3.0 Executive Summary

<http://www.oasis-open.org/committees/download.php/15656/ECF%203.0%20Executive%20Summary.doc>



# 第 2 部

## San Francisco

2006 年 12 月 14 日

|

2006 年 12 月 15 日

## 1. 地方裁判所

(日野)

サンフランシスコ郡の地方裁判所 (Superior Court of California, County of San Francisco) (一般的管轄権を持つ第一審の州裁判所) で、インフォメーション・テクノロジー・グループ (ITG) のディレクターであるロン・ホー氏から、1988 年以来、州裁判所はどのように情報技術を駆使してきたかなどについて説明を受けた。

<参考サイト>

Superior Court of California, County of San Francisco  
[http://www.sfgov.org/site/courts\\_index.asp](http://www.sfgov.org/site/courts_index.asp)

### 1 使命

私たちの関心は、どうやってシステムを自動化するかということであり、いかにして情報を共有するかに腐心してきた。

誰に対して情報を提供するか、誰と情報を共有するかが問題である。

サンフランシスコの州裁判所においては、裁判所内の事務局、人事部、裁判官等の司法スタッフ、陪審員、弁護士、訴訟当事者、そして、裁判所外の運転免許局、司法局、社会福祉局、少年刑事部局、交通違反の切符を切る部局において情報を共有すること、及び、一般の人への情報の提供を考えた。

### 2 現状の総括

現在、ITG は、新しい裁判所の設備の運営に対応しているほか、陪審サービスとして、陪審員に対して、法廷への出廷の日程などを、Web ベースでの提供を行っている。

また、ITG は、これまで裁判所で保存している、マイクロフィルムでの保存データを Web ベースで提供している。これまで裁判所が受理した事件の第 1 号事件から記録が保存できている。

交通違反の反則金の支払いは自動応答電話によって対応している。

陪審員への連絡、裁判所への電話は、自動応答電話で対応している。

### 3 刑事部門の現状

刑事部門では、交通関係の犯歴、車両関連の情報 (車の所有者が信号無視などの交通違反の罰金の責任を負うので、交通違反のビデオ情報が記録される)、ドメスティックバイオレンスに関する保護命令、州の司法省や法執行機関との情報の交換、公選弁護人の報酬の請求・支払いに関して、情報を共有し、事件管理を行っている。

### 4 民事部門の現状

民事部門では、5 年前に電子ファイリングが採用された。サンフランシスコはではさかんに行われており、毎日 300 ~ 350 件、電子ファイリングを受けている。電子ファイリングが行われるのは複雑訴訟などに限定されている。複雑訴訟は全事件のうち 3 割ぐらいである。他の分野には電子ファイリングは適用されていないが、1 年から 1 年半のうちに他の

分野にも拡張される。複雑訴訟とは、アスベストの事件、建築関係の事件、マイクロソフトの事件であるとか、集団訴訟などである。訴状の第1ページに複雑訴訟であるかどうかを明示する。そうすると電子ファイリングが適用される。

## 5 Web サービス部門の現状

Web サービス部門では、一般の人や弁護士に対して、過去5年間情報を提供してきた。

民事の事件管理システムでは、1日あたり7万回くらいの利用があり、1日あたり20万件のダウンロードが行われている。

電子ファイリング、交通関係のデータ処理などがWeb サービス部門で行われる。

外部からアクセスして、例えば公選弁護士関係の裁判所内のアプリケーションを動かすことができる。

裁判所はWeb ベースで、交通違反関係の情報（交通切符から関連する情報）を検索することができる。

## 6 行政機関等の情報の共有

行政機関同士では、まず、この裁判所は市の予算により運営されているので州の会計システムへ報告することになる。州の司法省とは交通行政処分情報を共有し、サンフランシスコ郡、サンフランシスコ市とは、情報の交換を行っている。

各市に犯罪履歴が保管されているが、市、郡、公選弁護士事務所などで情報は共有される。この犯罪履歴は州の司法省にも報告される。

これらの犯歴データを含む情報のうちコアのデータは関係部局全部で共有されるが、情報のうち一部については各部局が独自に保有している。

## 7 民事の電子ファイリング・システム

民事の電子ファイリング・システムは、LexisNexis のシステムを使用している。弁護士が入力するとドキュメントと画像を含むデータが送信されることになる。10分以内にその情報がWeb ベースで閲覧可能となる。

刑事や交通部門も同様なシステムがある。

## 8 裁判所システムの将来

裁判所には、多くの情報が物理的に離れた場所に保管されており、アクセスするには書類を探さなければならないが、ボタン一つで全ての情報にアクセスできるようにするということが将来の夢である。

旧来のアクセス方法としては、Web ベースでのアクセス、マイクロソフトのアプリケーション経由など、種々の情報へのアクセス経路がある。情報を提供する側にとっては、種々のアクセス経路を用意しなければならないが、これらのアクセス経路を一本化するのが当面の課題である。情報をWeb ベースで使えるようにしなければならないし、情報の共有をしなければならないと感じている。

## 2. アメリカ仲裁協会

(溝上)

サンフランシスコ所在のアメリカ仲裁協会(AAA)の副会長ドワイト・ジェームズ氏から、同協会における IT の利用状況についての説明を受けた。

<参考サイト>

American Arbitration Association

<http://www.adr.org/>

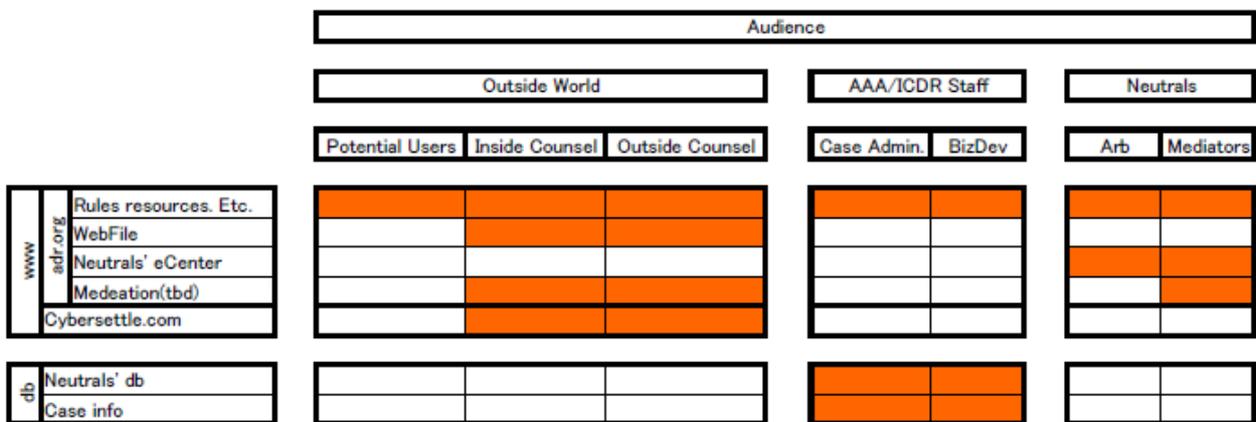
### 1 概要

アメリカ仲裁協会 (AAA) は、創設 80 周年の非営利団体で、ADR 及びそのための教育を目的としている。ニューヨークに本部があり、アメリカを中心として世界の 30 か所に事務局があり、その中ではシンガポールが日本に一番近い。

### 2 使用しているテクノロジーについて

プレゼンテーションで以下のチャートが示された。

AAA/ICDR Tech



赤い色の部分は、誰が使用主体になるかについての表示である。

左側の上の枠囲みが Web サイトで、下がデータベースである。

サイバー・セトルは、当協会が提携しているサイトである。

AAA の Web サイトは、規則、電子ファイリング、仲裁、調停の四つに分かれているが、調停の部分は、工事中である。内部のデータベースとしては、仲裁人の情報、事件の情報がある。

これらの Web サイトとデータベースを使っている人としては、内部の利用者と外部の利用者がいる。外部の利用者としては、潜在的利用者、会社内弁護士、外部弁護士があり、内部の利用者としては、協会職員、仲裁人がある。例えば、協会職員は、事件取扱部門も業務部門も両方がデータベースを使用できる。また、Web ファイルは、会社内弁護士・外

部弁護士書類提出に使われている。「仲裁人 e センター」のメンバーは既にログイン登録されている。

## 2 ホームページについて

### (1) Web ファイル

当事者等、AAA の外部者も閲覧できるサイトについて、以下の説明がなされた。

- ・ 申立画面（調停・仲裁の申請を行うフォーマット）
- ・ 情報管理画面（代理人弁護士等に関する情報の掲載）
- ・ データベース画面（現在進行中の事件の内容や過去の仲裁結果等を閲覧できる）
- ・ 仲裁人候補者のリスト（両当事者が好ましいと思える仲裁人候補者を選定できる）
- ・ メッセージボード（当事者や AAA 側が自由にメッセージを書き込める。期日指定も可）
- ・ サマリーページ（事件の進捗状況がわかる）

当事者が提出するファイルは、テキスト、ワード、PDF に対応している。

### (2) 仲裁人 e センター

仲裁人や AAA のみが閲覧することができるサイトであり、次の説明がなされた。

仲裁人は Web ファイルのみならず、ユーザー名とパスワードを入力して、仲裁人 e センターの次の画面を見ることができる。

- ・ 仲裁人のスケジュールページ（仲裁の内容やヒアリング期日を管理する）
- ・ 仲裁人のプロフィールページ（報酬等も管理できる）
- ・ 仲裁人の履歴書ページ（管理者が変更権限を有する）
- ・ 事件情報のページ（事件の内容を特定し把握することができる。リサーチをした結果について記載されている。進行状況や内容のみならず、費用の支払い・支払状況についてのチェックでき、当事者・代理人の情報の記載もある）。

## 3 サイバー・セトル (<http://www.cybersettle.com/>)

AAA が提携しているウェブサイトで、紛争両当事者に相手方がどのような金額を主張しているか知らせずに調停する仕組み（ダブルブラインドシステム）であり、金銭の賠償を査定する保険会社が頻繁に使用している。

システムのデモンストレーションが行われた。

それぞれの当事者が、3 ランクの賠償提示額を入力すると、相手方には最も低い金額から高い金額へと順次呈示され、相手方からの提示額と比較し、その高低によって調整ができるかどうかが決まる。3 回の提示で調整に至らなければ、AAA の仲裁に移行する。

サイバー・セトルでは、解決のための手数料として、申立人から申立手数料 100 ドルから 150 ドルを受領し、相手方からも 50 ドルくらい受領している。ほとんどの保険会社がサイバー・セトルでクレームの処理をしている。AAA とサイバー・セトルは相互補完関係にあり、サイバー・セトルで事件が解決しないと AAA の仲裁へ移行する。

### < Q & A >

Q . サイバー・セトルで行うのが金額の小さい裁判とすれば、AAA に移行する場合にはコスト割れするのではないか？

A . オプションとして AAA を紹介するという形態を取っている。

- Q . サイバー・セトルでは、呈示する賠償額の理由や根拠は通知されるのか？  
A . 金額の提示のみで、通知されない。
- Q . Web ファイルの件数は？  
A . AAA での申請される Web ファイルの事件数は年間 13,000 ~ 14,000 件で、全体の 10 パーセント程度である。マーケティングはしていないが、調停より仲裁の方が多い。
- Q . AAA に係属した事件の相手方に対する通知方法は？  
A . 申請されれば、管理者が処理する。電子申請をしたからといって相手方が電子申請で応じる義務はなく、紙媒体でも可能。紙の申請でも Web ファイルのサイトから見る事が可能である。
- Q . Web ファイルのデータはどのように保存しているか？  
A . ファイルの保存はアウトソーシングで、二つのデータベースを将来的には一つのデータベースにしたい。裁判所ではインターフェースが LexisNexis であるが、AAA はフロントが独自サーバーで、ファイルの管理を外部に委託している。
- Q . Web ファイルにかかる費用と人員は、見合ったものか？  
A . 費用総額は不明であるが、オペレータを除く Web 担当は 10 人以下である。Web ファイルの取扱事件件数が総数の 10% 程度ということでは、コスト割れかもしれないが、将来的に利用者が自ら電子ファイリングを行うことになればコストも低減することができるので、先行投資としては相当ではないか。
- Q . 仲裁申立の手数料はどれくらいか？  
A . ファイリング・フィーとアービトレーション・フィーがある。  
仲裁はクレームに応じて金額が異なり、ファイリング・フィーとヒアリング（審判）をした場合のサービス・フィーがかかる。金銭的評価が不能の場合には 3,250 ドルとし、通常のケースでは 90 万ドルから 70 万ドルになる。  
調停は 1 人 325 ドルである。仲裁人の手取りは時間給で、200 ドルから 400 ドルと実費になるが、その費用も当事者同士で折半する。ファイリング・フィーの折半は後日調整ということになる。
- Q . 電子ファイリングを義務付けすることは予定しているか？  
A . 電子ファイリングについては、利用者に門戸を開くという意味で、当事者に対して義務付けはしていない（利用者同士での時差があり、同時に集まって行うよりは Web ベースで行うことがより好ましいという側面はある）。今までの 50 数件で、全ての記録が Web ベースで行われているということからも、今後はむしろ仲裁人などに使用を義務づけたいという状況である。
- Q . 調停と仲裁で利用が多いのはどちらか？  
A . 調停と仲裁とでは、仲裁では最終判断が下されてしまうから、調停の利用頻度の方が高い。仲裁が申立てられるのは、95% が契約条項に記載があることによる。

### 3. 公設弁護人事務所

(奥村)

サンフランシスコ郡の公設弁護人事務所 (Office of the Public Defender) にて、刑事弁護手続の IT 化について、トレーニング・ディレクターのクライグ・M・ピーターズ氏から説明を受けた。

<参考サイト>

Office of the Public Defender, San Francisco  
[http://www.sfgov.org/site/pd\\_index.asp](http://www.sfgov.org/site/pd_index.asp)

#### 1 概要

公設弁護人事務所に所属する弁護士は現在 85 人であり、90 人程度に増員される予定である。

弁護士 1 人あたり週 10 件の事件が配点されている。

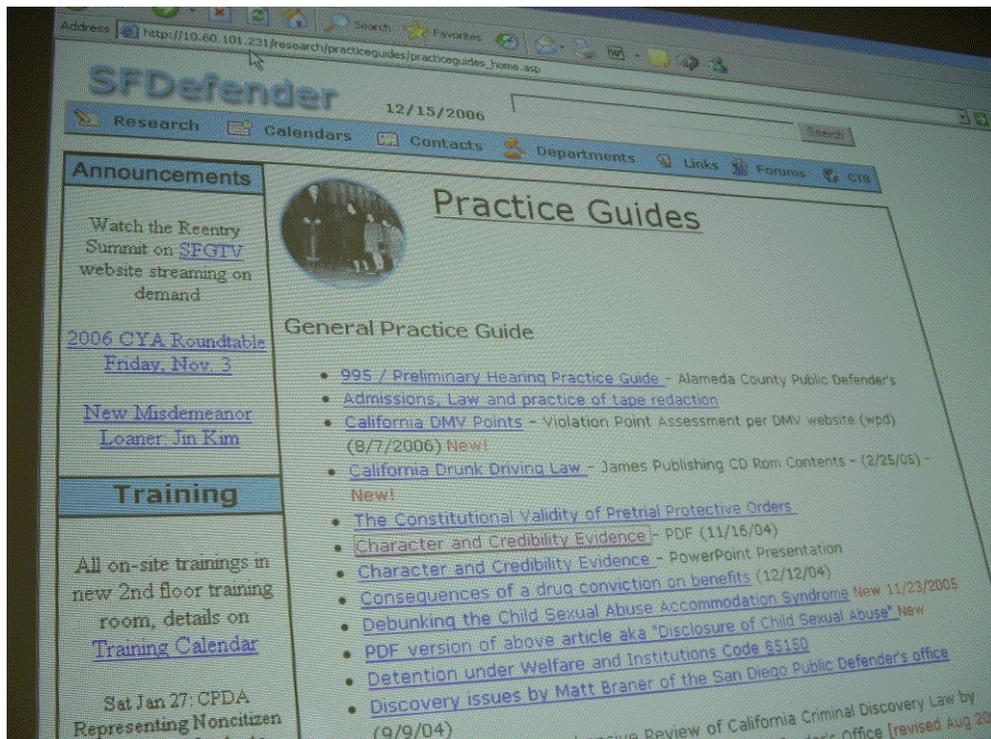
#### 2 ITシステム

##### (1) 専用 Web

情報共有のために、事務所内部専用の非公開の Web を設けている。

コンテンツとしては、ニュース・天気予報という一般的なものから、法改正情報、弁護士の自己紹介、無罪事例集のような体験談まで充実している。

新人弁護士に活用されているマニュアルとして、尋問、薬物犯罪、児童虐待、証拠開示などに関するものが紹介された。



特筆すべきことは、各弁護士が惜しみなくノウハウを提供していることである。

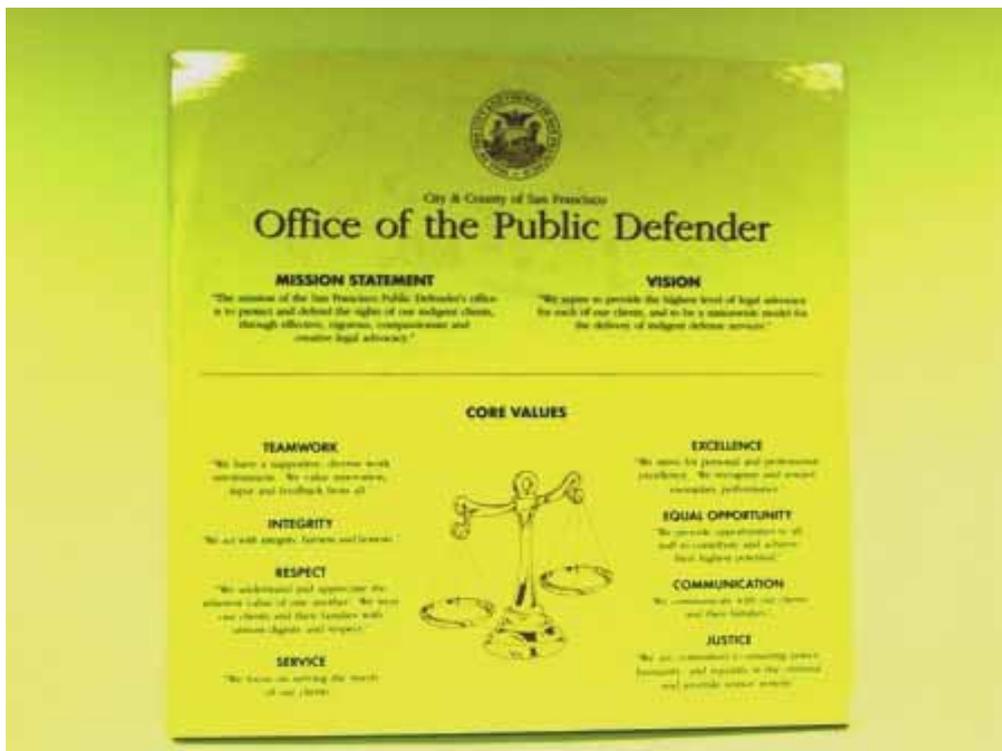
各事件の証拠も共有されていて、例えば、薬物事件の証拠としてしばしば提出されるA教授の報告書が「甲事件におけるA教授の報告」「乙事件におけるA教授の報告」という具合に並べられていて、警察・検察の傾向と対策が把握できるとのことであった。

## (2) 弁護士用ツール

事務所がライセンス契約で導入しているソフトとして「Crime Time」(<http://www.crimetimesw.com/pgCalifornia.aspx>)という刑期算定ソフトが紹介された。

起訴罪名と加重・減軽要素を入力すれば、処断刑期が算定されるというソフトであり、未決勾留日数も算入して、出所日までわかるという。量刑のデータベースは含まれていない。

罪名ごとに、性犯罪など前歴者のデータベースの登録の有無についても網羅されており、デモンストレーションを受けた。



## 4. モリソン・フォースター法律事務所

(篠島)

大手の法律事務所であるモリソン・フォースターにおいて、事務処理等のIT化について、以下の4氏から説明を受けた。

パートナー ローリー・S・ヘイン氏

訴訟テクノロジー・マネージャー ジェームズ・E・マッケンナ氏

CIO (Chief Information Officer) ジョー・M・ハレイフ氏

デスクトップ・テクノロジー・マネージャー エドワード・V・ジョーチック氏

<参考サイト>

Morrison & Foerster, LLP

<http://www.mofo.com/>

### 1 概要

モリソン・フォースターは、米国サンフランシスコを本拠とした法律事務所であり、世界に19のオフィスを有し、1000人以上の弁護士を擁する。業務の半分は企業法務、半分は一般民事事件を取り扱っている。世界各地のオフィスにおいて同等のテクノロジーが利用できるよう努力している。パケット・ドケッティングというシステムを使って業務管理を行っており、クライアントもインターネットを通じて業務内容を見られるようにしている。

### 2 訴訟におけるテクノロジーの利用

#### (1) コンフリクト・チェックの自動化

モリソン・フォースターでは毎日の業務をデータベース化しているが、業務内容が幅広いことと、多数の弁護士が複数のオフィスでそれぞれの業務を行っていることから、受任時にコンフリクトが生じる危険が高い。

新件の受任依頼は月平均1700件で、コンフリクト・チェックに4人の専任弁護士と10人のスタッフ(法学部出身の非弁護士)が専従している。コンフリクト・チェックにかかる人数としては、この程度の規模の事務所では珍しくない。

コンフリクト・チェックの結果、新件のうち約66%が受任可能な事件となる。コンフリクト・チェックのプロセスとしては、まず新件依頼を受けた弁護士がレポートを書いて提出し(4時間程度かかる)、その後、専従スタッフの分析を経て結論が出るのに2、3日かかる。さらに会計等の必要情報を入力するのが4時間程度かかり、結論として、全体で3日半くらいかかる。

オートメーション化される前は、レポート提出に24時間、会計情報入力も24時間かかっていたので、相当の時間短縮となった。2007年にはさらにプロセスを改善して時間短縮を図る予定である。

コンフリクトの概念は各国で異なるが、どの国の支店でもアメリカの厳格なルールを適用している。

#### (2) 証拠の管理・フィルタリング

米国では、電子情報も証拠開示の対象となりうる。企業などで取り扱う電子情報は極めて莫大であるため、電子情報のフィルタリングは弁護士の重要な仕事となる。

事務所が訴訟を受任すると、弁護士はまず証拠となりうる情報を収集し、作成日時や保存場所や内容などを確認したうえ、整理・フィルタリングし、コンピュータで閲覧可能にし、CDなどに媒体化するという仕事が必要となる。1ギガバイトの電子情報は25,000枚の書類に相当する。

### (3) クライアントなどとのコミュニケーション

訴訟ではクライアントや共同受任事務所との情報共有化が必要となる。それぞれ独自のセキュリティシステムを用いているため、そのためのネットワークソフトを利用している。相互の電子メール送受信により情報の共有化を果たす。コンピュータがあれば、どこからでもアクセスできるようになっている。

## 3 遠隔地間の通信テクノロジー

### (1) ブラックベリーの使用

モリソン・フォスターは世界に支店を有する事務所であるため、遠隔地におけるコミュニケーション・ツールが必要である。PDAとしてブラックベリー8700を使用している。事務所では1500個を使用している(弁護士以外のスタッフも保有している)。ブラックベリーの用途は、主に電子メールやスケジュール管理であり、緊急時の指示も行う。

ブラックベリーのセキュリティには細心の注意を払っている。IDキーナンバーとコードを使って初めて事務所のサーバーなどにアクセスできるようになっている。ブラックベリーを紛失した場合、事務所サイドからコードデータを消去し、使用不可能にできる。

### (2) 弁護士のホーム・コンピュータについて

弁護士が在宅で仕事をする場合、自宅PCの使用による秘密漏洩の危険がある。そこで事務所では、自宅用のモニターとキーボード・プリンタ・(ハードディスクのない)ターミナルCPUのみで構成された機器を配布し、ネットのみを使用できるようにした。

ただし、このターミナルはしばしばトラブルがあるため、事務所内で24時間体制のコールセンターを用意している。リモートコントロールに関する問い合わせが多い。

## 4 事務所業務のテクノロジー

### (1) ハードウェア

弁護士は、一人に1台のコンピュータが付与される。デスクトップ型とノート型のいずれかを選択する。ノート型には2種類あり、重量があるが高速処理のCPUと長時間バッテリーのもの(メインストリーム)と、軽量だが若干処理速度の落ちるもの(ウルトラライト)を採用している。重量がある方を選んでいる弁護士が多いようである。

オフィスには無線LANがあり(クライアントが利用できるものと暗号化されたものの二つのチャンネルがある)、ノートパソコンは持ち出し可能である。

ビジネスローヤーはデュアルモニタを利用することが多い。一方でメールをチェックし、一方でワードを使って文書を作成する。訴訟担当弁護士はワイドスクリーンが多い。証拠物件の検索などのため、細かい部分まで見なければならぬからのようである。

4人に一台の割合でプリンタを共有している。スキャナなどが一体となったOX機器が使用されている。

## (2) ソフトウェア

ソフトウェアとしてはマイクロソフトの「オフィス XP」を使用している。裁判用文書作成のために「マックパック・リーガルテンプレート」を使用している。600 万もの書類が電子記録で保存されているため、「ハミングバード」を使用し、文書管理・検索を行っている。

弁護士のタイムテーブルを管理するソフトとして「ビルタイム・トラッキング」を使用している。

ワードで文書を作成すると変更履歴などが残ってしまう。これは情報管理上好ましくないため、「ワークシェア・プロテクト」を使い、変更履歴などを削除するようにしている。

## (3) 研修等

事務所では合計 200 以上のアプリケーションソフトを使用している。弁護士の専門分野によって使用するアプリケーションも異なる。ソフトウェアをバージョンアップした際、弁護士が新たに雇用された場合などは、トレーニング・セッションを開催している。弁護士が好みのソフトをインストールして使用することは、原則として許されていない。

各弁護士事務所がテクノロジーに対して要する費用は 5% ~ 7% とと思われる。モリソン・フォスターでは 5% 程度を常時計上している。

## 5 電子法廷(E-Courts)について

E-Courts は、各裁判所によってシステムが異なっている(場合によっては裁判官によって運営が異なる)ため大変であるが、徐々に状況は改善されている。今後の訴訟では必須となるだろう。

我々にとって期限は絶対であるから、書面などを送信する際、不測の事態や大きなデータの送信などで、時間どおり裁判所に到着しない場合、どのようになるのかなどが不安である。

電子法廷の弁護士に対する義務づけについては、賛成である。導入についてはそれほど高価ではなく、むしろ普及することでコストも安くなる。



## 調査を終えて

(日野)

アメリカ合衆国の州裁判所全国センター（NTSC）は、州裁判所の事務の改善などを目指す組織であり、今回の海外調査の主な対象であった” E-Courts 2006 ” は、この NCSC が主催するもので、司法の IT 化を推進しようとする取組みの代表的なものと思われる。

” E-Courts 2006 ” の演壇には、電子ファイリング・システムや電子文書管理を採用したという経験を語る裁判官や、裁判所職員（書記官）が次々に登場し、司法の IT 化による利便性・効率性の向上を強調していた。ただ、一部の裁判所職員からは、人員削減への懸念が述べられ、また、電子ファイリングを強制する場合の弊害を懸念する発言も見られた。その後を訪れた、サンフランシスコの裁判所やアメリカ仲裁協会(AAA)では、電子ファイリング・システム等が採用され、司法の IT 化の進展には目を見張るものがあった。サンフランシスコの裁判所では、第 1 号の受理事件からの事件記録を電子文書として保存していた。

我が国の状況を振り返ると、e-Japan 戦略の一環として、平成 17 年 4 月 1 日から「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（略称：電子文書法）が施行され、書面の作成・保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができることとなり、業務コストの削減、リスク管理、法令順守への対応や信頼性の向上、紙文書の消費を減らすことが期待されている。また、「国への申請・届出等の手続 14,205 件のうち 96%の 13,669 件がオンライン化されている(平成 16 年度末現在)」とのことである（総務省・法務省・経済産業省「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況等について」（平成 19 年 2 月））。このように、民間においては電子文書法に基づく電子契約の手続が進行し、国への申請・届出等の手続も 96%はオンライン化が達成されたという今、司法の IT 化は、オンライン化の波に残された最後の秘境というところだろうか。

司法の IT 化においては、裁判記録の保存コストを確実に下げることができるとされている。保管場所の確保ができない等の理由で、過去の裁判記録が次々に廃棄されているのが我が国の現状のようだが、廃棄する前に電子文書として保存すべきであろう。

2004 年のシンガポール調査では、電子ファイリング・システムへの強制的な移行について、弁護士会や法律事務所からの評価は極めて低いものであった。今回の ” E-Courts 2006 ” においても、電子ファイリングの強制化については、裁判所関係者から懸念する意見も聞かれた。

司法の IT 化は司法事務処理の向上のための一手段であり、この手段のために、裁判を受ける権利が損なわれては、本末転倒というべきである。司法の IT 化を進めるにあたっては、憲法が保障する裁判を受ける権利をどのように具体的に担保するかということを念頭に置いて進めなければならないと思う。

(終り)